

メディア展望

発行 一日一回
昭和40年 2月20日
第三種郵便物認可

8 - 2009

発行所
新聞通信調査会
電話 03(3593) 1081
<http://www.chosakai.gr.jp/>

現実味帯びる政権交代

逆風の自民と強気の民主

石井達也



(共同通信社政治部次長兼編集委員)

戦後日本の政治をリードしてきた自民党と、参院をコントロール下に置く戦後最強の野党・民主党が雌雄を決する衆院選決戦が近づいている。自民が今回も挑戦を退けるのか、民主が政権交代を実現するのか。本日はまず世論調査のデータからその行方を占ってみよう。

データが示す「自民大惨敗」

来るべき選挙での各党の消長を占う指標として、選挙関係者が特に重視しているのは比例代表投票先に関する世論調査結果だ。「比例代表でどの政党に投票しますか」という質問への回答である。過去の国政選挙の際の共同通信トレンド調査と直近の共同通信電話世論調査を比較すると(資料1)、現在の自民党を取り巻く状況がいかに厳

しいか、いかにすさまじい逆風が吹き荒れているかが分かる。

例えば、安倍自民党が小沢民主党に三十七議席対六十議席の惨敗を喫した二年前の参院選。宇野首相が退陣した一九八九年参院選の三十六議席に次ぐ歴史的な大惨敗だったが、事前のトレンド調査の民主と自民の差は5・6割にすぎない。

勝敗を分けたのは二十九の一人区で、自民六勝に対し民主二十三勝。勢いの違いが大きな議席差になって表れる「小選挙区効果」がもたらした形だった。小選挙区の割合が大きい衆院選の方が、この効果がより強く出ることには論をまたない。

翻って、次期衆院選を前にした現在の自民、民主の勢いの違いはどうか。日本郵政社長人事問題

目次(八月号)

現実味帯びる政権交代……………石井 達也……………1	オバマの「核廃絶」と唯一被爆国の立場……………金子 敦郎……………6
通信社の先輩が語る「私の体験記」 ⁽²⁷⁾ ……………信太 謙三……………10	マスメディア関連の裁判を見る(43)……………佐藤 英雄……………14
全行程五千キロ、過酷だったチベット再訪……………増山榮太郎……………17	【メディア談話室】
核密約報道と政府のうそ……………藤田 博司……………20	【プレスウオッチング】
広島・長崎原爆の「道義的責任」……………池田 龍夫……………22	【放送時評】
通信・放送の法体系整備の動き活発化……………音 好宏……………24	【海外情報】
①英下院議員の不正請求発覚……………広瀬 英彦……………9	②米新FCC委員長にゲナコウスキー氏……………金山 勉……………13
③金融危機、新聞経営を直撃―中国……………木原 正博……………26	調査会だより……………27
書評:『新訂・新聞学』……………江口 浩……………28	

で鳩山邦夫前総務相が更迭された直後に実施した六月の世論調査では、自民18・7%に対し民主47・8%。実に30ポイント弱の大差が付いた。二年前をはるかに上回る「民高自低」の気圧配置である。現状のまま選挙戦に突入すれば、自民党は死屍累々、これまでの国政選挙で経験したことがない大惨敗を喫する可能性が大きいことをこのデータは示している。

◎投票先調査と選挙結果の相関関係(資料1)

●07/7/29参院選

	自民		民主	
	比例	選挙区	比例	選挙区
第一回(6/23、24)	19・8	21・4	22・1	22・0
第二回(6/30、7/1)	17・9	19・2	24・5	22・9
第三回(7/7、8)	17・6	19・8	24・6	23・3
第四回(7/14、15)	18・3	18・6	27・2	26・2
第五回(7/25、26)	21・5	22・1	27・4	27・1
選挙結果	14	23	20	40

●05/9/11衆院選

第一回(8/20、21)	31・5	30・3	15・2	12・2
第二回(8/27、28)	29・7	30・6	18・3	17・5
選挙結果	77	219	61	52

●04/7/11参院選

第一回(6/17、18)	21・6	23・9	18・2	17・4
第二回(6/24、25)	21・5	21・4	22・9	20・9
第三回(7/8、9)	23・7	25・0	23・3	20・5
選挙結果	15	34	19	31

●03/11/9衆院選

第一回(10/23、24)	27・9		18・0	
第二回(10/30、31)	24・1		19・4	
第三回(11/6、7)	22・8		23・1	
選挙結果	69	168	72	105

●01/7/29参院選

第一回(7/6、7)	34	37	12	11
第二回(7/13、14)	34	36	11	10
第三回(7/27、28)	32	35	12	13
選挙結果	20	44	8	18

●2000/6/25衆院選

第一回(6/9、10)	16		8	
第二回(6/16、17)	17		9	
第三回(6/22、23)	23		13	
選挙結果	56	177	47	80

(以上、共同調査)

◎最新世論調査結果(比例投票先)

	自民	(前回)	民主	(前回)
共同(6/13、14)	18・7	25・8	47・8	37・3

朝日(同上)	23	25	43	38
毎日(同上)	—	—	—	—
読売(同上)	25	29	42	39
日経(同上)	26	28	39	41

四年前の郵政選挙と比較すると、この「30ポイント差」がいかにすごい数字かお分かりいただけると思う。郵政選挙はご承知のように典型的な「風が吹いた選挙」「山が動いた選挙」である。トレン

ド調査にもそれが如実に表れており、一回目の調査は自民31・5%、民主15・2%、二回目には自民29・7%、民主18・3%とそれぞれ15ポイント、11ポイントの差が付いていた。結果は自民二百九十六議席に対

思う。
資料2は初めて小選挙区選挙が実施された一九九六年以降の国政選挙の直前ないしは直後の世論調査の数字をまとめたデータである。六月調査の

し民主百十三議席。15ポイント差でこの結果である。30ポイント差の今回は攻守所を変えて、これ以上の大差が付く可能性があるということだ。
この傾向は共同調査だけではなく、同じ時期に行われた『朝日新聞』調査も自民23%、民主43%の20ポイント差、『読売新聞』調査も自民25%、民主42%の17ポイント差。これらのデータを見て、加藤紘一元幹事長は「自民党という政党は日本の政治の舞台からなくなってしまうかもしれない」と悲愴なコメントを口にした。正しい現状認識だと

◎最近の国勢投票先調査と選挙結果の相関関係（資料2）

	結果	内閣支持	内閣不支持	自民	民主	調査実施日
96/10/12衆院選	自民安定(239vs156)	50・1	39・3	31・1	11・3	96/11/9、10
98/7/12参院選	自民大敗(44vs27)	31・9	59・3	23・0	30・9	98/7/31、8/1
00/6/25衆院選	自民安定(233vs127)	26・5	62・4	29・3	26・7	2000/7/5
01/7/29参院選	自民圧勝(64vs26)	79・5	13・4	48・4	12・2	01/8/18、19
03/11/9衆院選	自民安定(237vs177)	51・6	37・1	33・8	24・3	03/11/15、16
04/7/11参院選	民主勝利(49vs50)	38・9	51・0	28・8	27・8	04/7/12、13
05/9/11衆院選	自民圧勝(296vs113)	59・1	33・2	45・9	20・7	05/9/12、13
07/7/29参院選	民主圧勝(37vs60)	29・0	59・0	31・5	37・6	07/7/30、31

◎最近の内閣支持率の推移

09衆院選	自民壊滅的惨敗？	17・5	70・6	19・8	38・5	09/6・13、14 (以上、共同調査)
-------	----------	------	------	------	------	-------------------------

◎主要紙の内閣支持率調査

毎日	19	60	20	34	同上
朝日	19	65	22	29	同上
読売	22・9	67・8	25・0	29・2	同上
日経	25	65	31	37	同上

内閣支持率17・5%、不支持率70・6%、自民党支持率19・8%、民主党支持率38・5%はいずれも自民党から見て過去最悪の数字だ。

自民党が五十の接戦区を対象に最近行った調査でも、以前は五分五分の情勢だったはずが、「三勝四十七敗」と民主党に圧倒されていることが分かったという。これを敷衍すると、自民党の獲得議席は比例代表を合わせ全体で百五十―百七十議席、現有議席の半減もあり得るという結果だったと聞いている。

破れかぶれ解散

各党の選挙担当者は議席の行方をどう分析しているか。過去の実績を見ても、大ざっぱに言って公明は三十議席、共産は十議席、社民、国民新、無所属で計二十議席は取るだろう、よって自民、民主で残り四百二十議席を分け合う構図になるだろうという見方が一般的だ。

自民も、民主も当面の目標ラインは四百二十の過半数、二百十一議席ということになる。自

民にとって「二百十一」は第一党の座を守れるかどうか、さらには公明の三十を加え与党で二百四十一の過半数を守れるかどうか、という二重の意味で勝敗ラインになる。

先ほど申し上げたように、自民選対は今直ちに選挙をすれば、この目標ラインに遠く及ばない百五十―百七十議席に落ち込むと予測している。裏返せば、民主が二百七十―二百五十議席の単独過半数を取ることだ。当然、この数字は麻生太郎首相の耳にも入っている。

「昨年の秋の就任直後に解散していれば勝てた」とか「〇九年度予算成立直後がチャンスだった」とか自民党内でよく言われるが、「民高自低」の世論は麻生首相就任時から続いており、西松建設やミ献金事件で小沢一郎前代表の公設第一秘書が逮捕、起訴された時もそれは変わらなかった。「今、解散すれば民主党に勝てます」と選対関係者が自信を持って首相に進言したことは一度もない。

にもかかわらず、このところ首相周辺からは「解散は近い。総理はやる気だ」と自信ありげなメッセージが伝わってくる。選挙に勝てるかどうかを基準に判断するなら、どこをどう押しても「GO」という答えは出てこないはずだが、どうも首相は本気のようなのだ。

解散せずに今国会を終えれば「麻生降ろし」に火が付く、それだけは何としても避けたいという気持ちで背中を押している。個人的な名誉もさる

ことながら、安倍、福田に続き自分も任期途中で政権を投げ出す醜態をさらせば、自民党への信頼は地に落ちる。そのダメージは選挙で負けるよりはるかに大きい。だから次の選挙はオレがやるしかないのだ。そう心に決めていた様子だ。

もともと、いかに首相の権限が絶大だといっても、党内で孤立無援の状態になれば、やり切れるものではない。麻生降ろしの動きが広がるのが先か、首相が解散に打って出るのが先かが今後の政局の焦点になる。反麻生グループの氣勢がいまひとつ上がない最大の原因は、衆目が一致するポスト麻生候補がいらないという一点にある。落ち目の首相が強気でいられるのも「次は誰がやるんだ。誰かいるのか」と言い放つことができるからだ。人材不足ここに極まりの感がある。

一方、民主党の現職議員の中には、落ちると思っている人は一人もいない。前回の郵政選挙の際に勝ち上がってきた人たち。あの逆風下で勝った人たちだから、今回、負ける要因は、特別なことがない限りない。民主党は実に落ち着いたもので、小沢さんの問題が起きてもあまり大騒ぎにならない。自分自身の選挙に多少響いたとしても、自分が落ちるところまでいかないという余裕がある。

新人候補とか落選して復活を目指している人たちの中には、ギリギリのところまで争っている人もいるから、そういう人は小沢さんの問題は困ったもののだと思うが、こと現職議員に関して

は、自分の選挙は当落に直結するという危機感を感じなかった。

政権交代待望論の背景

どうしてここまで「自民党離れ」が進んだのか。与野党議員がともに指摘するのは、政権交代に期待する世論が都会、地方の区別なく全国津々浦々に広がっているという事実だ。

二年前の東京都知事選で石原慎太郎知事陣営は「反省しろよ慎太郎、だけどやっぱり慎太郎」というキャッチフレーズを掲げ、再選を果たした。自民党の平沢勝栄議員は先日の党内会合で、この話を引用して「最近の空気は『反省しろよ自民党、だけどやっぱり自民党』じゃない。『反省しろよ自民党、今度は試しに民主党』になっている」と危機感を訴えた。

政権交代待望論の背景は大きく分けて三つあると考えている。

第一は自民党に対する不満の高まりだ。安倍さんや福田さんの政権投げ出しに象徴される政権政党としての統治能力、責任感の低下。これに多くの国民が自民党の「賞味期限切れ」を感じている。これには二年前の参院選以降のねじれ国会で野党の力がかつてなく強まったこと、中でも小沢民主党が政局優先の全面対決路線を選んだことも影響しているが、国民の批判は政府・与党に向かった。

第二は行政不信で、ある意味で政治不信以上に強いというのが私の実感である。その象徴は年金

記録問題だ。消えた年金、浮いた年金問題が社会問題化した二〇〇七年五月末以降、民主党の支持率は20%を下回ることがなくなった。霞が関を大掃除しなければいけないという問題意識、それができるのは民主党だという期待が支持率高止まりの背景にある。天下一・渡り問題、税金の無駄遣い問題も行政不信を深めている。

そして第三に生活不安の高まり。景気・雇用、医療・介護・年金。生活の「今」および「将来」への不安が経済危機の中で膨らんでいる。

政権交代を求める世論はかつての「自民党に一度おきゅうを据えたい」という発想ではなく、自民党に代わる政治の担い手を求める積極的な政権交代論だろうと思っている。

過去四回の小選挙区選挙でいずれも自民党系候補が勝った、いわゆる「鉄板選挙区」が全国に百二十一あるが、政権交代を求める風はここにも吹き荒れている。

例えば北海道に三つある鉄板選挙区。町村派の町村信孝会長と中川昭一前財務相、武部勤元幹事長の選挙区だが、民主党の過去の情勢調査では、三つとも民主党が取れる、北海道は全勝という結果が出ている。

自民党執行部の中にも危ない人が少なくない。選対委員長の高賀誠さんの選挙区は鉄板の一つだが、今回は民主党から出馬する元秘書に足元を脅かされている。自分の選挙が危ないのに「早く解散しましょう」と進言するわけがない。閣僚では

与謝野馨財務相と甘利明行政改革担当相が万全ではないといわれている。二人は小選挙区で敗れた経験があり、選挙には極めて敏感。甘利さんは閣内に残った数少ないお友達の一人だが、「選挙は遅ければ遅い方がいい」と言い続けている。

派閥会長クラスや海部俊樹元首相のような大ベテランも例外ではない。次期衆院選の投票票では、こうした大物落選の番外が相次ぐのではないかと予想している。

世論に敏感な民主党

共同と加盟紙でつくる日本世論調査会が先日実施した「政治意識に関する世論調査」で興味深い結果が幾つか出ていたのでご紹介したい。

まず現在の政治に「あまり満足していない」62・4%、「全く満足していない」20・3%、計82・7%の人が政治に満足していないと回答した。ポイント是不満の中身で、飛び抜けて多かった回答は「税金の無駄遣いが多い」の63%。これと裏表の関係にある「政治に取り組んでもらいたい分野は何か」という質問に対しては、複数回答で「年金、医療、介護など社会保障制度の充実」の68・9%、「経済の安定、成長」の43・9%、この二つが突出していた。

現在の政治に対する国民の注文を端的に言えば、「税金の無駄遣いをなくして、社会保障制度の充実に努めてほしい」ということになる。これに敏感に反応してきたのが民主党である。

天下り・渡りの全面禁止、公共事業費の大幅カ

ット、全額税方式への年金制度改革等々、民主党がこの間の国会論戦で訴えてきた主張は、世論調査に表れた国民の政治意識にぴたりとマッチする。民主党の支持率が上昇したゆえんだろう。

自民党も衆院選に向けた確なメッセージを発信しないと、逆風はますます強くなるに違いない。先日の党首討論で首相は「小沢前代表は極東における米国のプレゼンスは第七艦隊だけで十分だとおっしゃったが、鳩山さんも同じ考えか」と外交・安保論争を仕掛けようとしたが、事の軽重は別にして、国民の関心分野ではない。余計なお世話かもしれないが、外交・安保論争を選挙戦の柱に据えるつもりだとすれば、戦略を見直した方がいいだろう。

現時点では、麻生さんは全く総裁を辞めるつもりもないし、自民党が政権を失う状況だとも思っていないようだ。取材情報を総合すると、ご本人は信じられないぐらい楽天的で、静岡知事選は勝てる、東京都議選も厳しい情勢ではあるが、そこそこの戦いにはなる、勝敗ラインの与党過半数はクリアできるのではないかと周囲に口にしてる。

都議選候補者の事務所を回った感想を先日の自民党役員会で披露した際も「どこへ行っても熱烈歓迎。雰囲気はすごくいい」と笑顔で語り、底抜けの楽天主ぶりを改めて印象付けた。党役員の一人は「運動員と支持者だけを集めた集会の雰囲気がいいのは当たり前。全く能天気な人だ」とあき

れながらも、都議選で自民党が惨敗すれば、さすがの首相も解散戦略を見直すのではないかと指摘するが、すべては都議選の結果次第、それを受けての首相の判断次第。いずれに転ぶにしろ、七月十二日が政局のターニングポイントになることは間違いない。

◇ ◇ ◇

都議選で自民党の獲得議席は過去最低の三十八議席にとどまり、勝敗ラインの「与党過半数」も下回る大惨敗だった。反麻生グループは自発的退陣に期待したが、あに図らんや、首相は都議選惨敗などなかったように直後の「十四日解散―八月八日衆院選」をいったん決断する。大島理森国対委員長から「公明党の希望は八月三十日衆院選。都議選との間隔を最低一カ月空けてほしい、どうしても『八月八日衆院選』で押し通すなら、自公の選挙協力は機能しないと思ってくれと言っている」と説得され、解散の一週間延期をのんだが、「自身の手で解散する」という基本方針は譲らなかった。

七月二十一日の衆院解散時点で、総選挙後に民主党を中心にした連立政権が誕生するのはほぼ確実な情勢だ。無謀とも思える麻生首相の決断が自民党の再生に役立つのか、崩壊を早める結果に終わるのか、歴史的な政権交代劇のもう一つの注目点である。

(本稿は六月二十二日、同盟クラブで行われた講演の一部を要約、加筆した)

「核の虚構」から抜け出せ

オバマの「核廃絶」と唯一被爆国の立場

金子 敦 郎

(大阪国際大学名誉教授)

オバマ米大統領の「核廃絶」提唱は、六十四年度の夏を迎える広島・長崎に「原水爆禁止」の悲願実現への希望を与えた。一方で不安に駆られて、「核の傘」の信頼性を維持してほしいと米国に訴える人もいる。唯一被爆国の日本はオバマ新戦略をどう受け止めればいいのかだろうか。

冷戦終結が転機

オバマ大統領は、核廃絶は自分が生きている間には実現できないだろうと認めている。だが、リベラリストの夢や理想として「核ゼロ」を掲げているわけではない。コロンビア大学の学生、オバマ青年は「核廃絶を目指せ」とする論文を書いた。レーガン大統領がソ連を「悪の帝国」と呼んで核軍拡を推進、米ソ核戦争の危機が高まり「反核デモ」が米国や西欧で広がった時代である。「核廃絶」はそれ以来変わらぬ信念とみていい。

オバマ大統領は現実主義者でもある。「核廃絶」は「冷戦終結—ブッシュ以後」の核をめぐる現実の上に立っている。一方の核超大国ソ連が崩壊した時、米国では核戦略の見直しを求める声が高まった。シビリアンの軍事・外交専門家だけでなく、戦略空軍司令官を退官したばかりの空軍大將

など多数の元将軍・提督が加わっていた。過剰に膨れ上がった米ソ核兵器の大幅削減、「核アラート体制」の解除、核先制使用放棄 (no first strike) などがその主張だった。スウェーデン、ニユージーランド、エジプト、ブラジルなど中堅国家グループ「新アジェンダ連合」も同様趣旨の声明を発表して、国連総会がこれを支持した。

米国内外のこうした流れに逆らって、ソ連なきあとの世界を圧倒的な軍事力によって一極支配しようとしたのが共和党右派とネオコン (新保守主義者) だった。ブッシュ (息子) 政権のネオコン路線は、「テロとの戦い」に合わせて核軍拡路線を押し進め、核を手にした「ならず者国家」や武装勢力 (テロリスト) に対しては核先制攻撃 (preventive strike) も辞めずとする新ドクトリンを打ち出した。核戦争への危機感が高まり、「核戦略の転換」を求める動きが呼び覚まされた。

核使用と道義的責任

キッシンジャー (共和党ニクソン政権安保問題補佐官・国務長官)、シュルツ (同ブッシュ (父親) 政権国務長官)、ペリー (民主党クリントン政権国防長官、ナン (元民主党上院議員・軍事委

員長) の大物四人は二〇〇七年米紙への共同論文で、核兵器拡散がもたらす重大な危険に警告を発し、この脅威を防ぐには核廃絶しかないと訴えた。核兵器が紛争地点の中小国に広がれば、核戦争が起こる危険が高まる。核兵器が過激派武装勢力の手に流出し、テロに使われる恐れもある。核兵器が存在する限り、人類はこの恐怖から逃げ出すことはできない。

オバマ大統領は大統領選挙戦で「核廃絶」を公約に取り入れた上で、今年三月、プラハでこう演説した。「米国は核を使用した唯一の国として行動すべき道義的責任がある」「核兵器のない世界に向けて具体的な方策を取る」「米国の国家安全保障における核兵器の役割を減らす」と。

核拡散を防ぐために核拡散防止条約 (NPT) や包括的核実験禁止条約 (CTBT) などの国際メカニズムはある。しかし、NPTは米英仏露中の五大国だけが核兵器を持ち、他の国には持たせないという不平等条約。米国をはじめ核大国が自分では強大な核軍備を持ち、イスラエル、インド、パキスタンの核保有を容認しながら、北朝鮮やイランなど他の国に核兵器を持つなど迫っても、説得力を欠き、受け入れてはもらえない。

オバマ大統領はこのNPTの不平等性および二重基準 (ダブルスタンダード) を薄め、核拡散防止を効果的に進めるためには、①米国自らが「核廃絶」を目指す②米軍事戦略における核兵器の役割を減らしていく、と宣言することが最低限、必

要だと判断した。

この歴史的ともいえる戦略転換を進める理由として、原爆を使用した国としての「道義的責任」を挙げたこともまた、重大な意味を持っている。米政府は原爆投下は戦争を早期に終結させた「正しい決定」だったと言い続けてきた。原爆投下の大統領トルーマンは実は、原爆がもたらしたあまりもの破壊に衝撃を受け、後年は「悔悟」の思いを漏らすこともあったが、それは表立って言えることではない。

オバマ発言は原爆投下を謝罪したわけではない（それは現職大統領としてはできない）。しかし、広島・長崎への原爆投下が無差別大量破壊・殺人という人道問題を伴っていたことを認めた。だから米国は「核廃絶」へ向けて行動しなければならない——オバマ大統領は核兵器には「正しい使用」はなく、道義的に使ってはいけない兵器だ、持つていけないといっているのだ。

核は使われなかった

広島・長崎以後の六十有余年、核兵器は使われなかった。核の存在が核の使用を抑止するという「核の抑止効果」によると思いい込まされてきた。だが、歴史はそれだけでは説明がつかない。

大戦終結からわずか五年で朝鮮戦争が始まった。戦局がこう着状態に陥ったとき、国連軍最高司令官マッカーサーは原爆使用を公然と主張した。トルーマンはマッカーサーを解任し、記者会見で、原爆は恐ろしい兵器であり、侵略に関係の

ない無実の人々や女性、子どもに対して使われるものではないと明言した。

一九五二年大統領選挙で共和党アイゼンハワー候補は原爆を使わずに戦争を長引かせたとトルーマンを批判、ソ連の東欧支配を「巻き返す」と宣言し、ソ連の侵略に対しては核による「大量報復」を加えるとの威嚇戦略を打ち出した。

アイゼンハワーは当選すると、実際に朝鮮戦争での核使用を検討、(第一次)ベトナム戦争でフランス軍がベトナム軍に包囲され全滅の危機にされた時、軍部が原爆による救援を進言した。だが、いずれも使用には至らなかった。米国は当時、ソ連に対して圧倒的な核戦力を持っていたし、朝鮮半島やベトナムはソ連の死活的利益があった地域でもない。米国が核を使わなかったのは、ソ連の核抑止力があつたからだとはいえない。

ケネディ政権の時にソ連がキューバに核兵器を持ち込んだキューバ危機をはじめ、歴代政権の下で台湾危機、(第二次)ベトナム戦争、湾岸戦争など核使用が検討される事態が何回も起こった。この間、大きな破壊力の核は使いにくいから使いやすい核が必要だと多種多様の戦術核兵器も開発された。それでも結局、核は使われなかった。

使えない兵器

米国がなぜ核を使わなかったのか。N・タンネンワルド(ブラウン大学准教授)はその判断のプロセスを膨大な米政府公式文書を基に検証した

(The Nuclear Taboo, Cambridge 07)。それによれば、核が使われなかった理由は、①軍事的に他の手段があつた②条件に見合った核兵器がなかった③関係国が反対した④内外世論の非難が予想される——など。これらが複合的に絡み合う中で、最後に大統領が決断を渋り、使用論を退けるという経緯をたどっている。

この中で国際世論、特に欧州世論の反発への配慮が、時々軽重はあっても常にブレイキ効果を果たしていた。核兵器が使われなかったという事実が積み重なるたびに核は「使いにくく」なり、「使ってはならない」というタブーが定着していったとタンネンワルド氏は結論付けている。核は「使えない兵器」とも呼ばれるようになった。

第二次世界大戦ではハンブルク、ドレスデン、重慶、東京など一般市民を無差別に殺傷する都市爆撃が恒常化した。それでも広島・長崎に原爆が投下されると、そのけた違いの破壊と殺りくに世間は衝撃を受け、原爆は二度と使ってはならないとする批判が広がった。核使用を抑止する「タブー」の始まりだ。この核タブーはトルーマンのマッカーサー解任ではつきりと姿を現した、と米作家・コラムニストのJ・キャロル氏は言う。

核は外交手段にはならない

米ソ核戦力は、ソ連が米国を懸命に追いかけた結果、一九六〇年代に入るころには「大まかな均衡」に到達する。米ソが核戦争を戦えば確実に、双方とも耐え難い破壊を被るという関係になっ

た。ケネディ大統領とマクナマラ国防長官はこの「相互確証破壊」(MAD)状況の上に核抑止戦略を組み立てた。核兵器は相手の核攻撃(第一撃)に対する報復(第二撃)にだけに使うという戦略である。

抑止戦略を受け継いだニクソン大統領、キッシンジャー補佐官は一九七二年、ソ連との間で戦略核制限条約(SALT)とABM条約を結んだ。核攻撃に対する防御システムは配備しないとされたABM条約は事実上、互いに核で先に攻撃を仕掛けることはしない(no first use)、という意思表示でもあった。

二つの核超大国がにらみ合う冷戦が終わって状況は一変し、核拡散の時代が始まった。キッシンジャーは核使用によってもたらされる殺傷と破壊はいかなる外交目的を達成しても引き合わない、と核使用が外交手段になり得ないと指摘する。スコウクロフト元ブッシュ(父)大統領安保問題補佐官、ペリー(前出)の両氏を座長に専門家を集めた米外交問題評議会特別チームがまとめた報告書も、核兵器に残された役割は他国に核を使わせないだけになったと主張している。いずれも事実上、核の先制使用放棄の提唱である。

オバマ演説は「核廃絶」が実現するまでは核抑止力を維持するとしている。だが、核兵器使用に道義的責任が伴うとした演説は、米国が先に核を使う可能性を排除している。

「核の傘」とは

では「ならず者国家」が、もしも米国あるいは同盟国に核攻撃を加えたら、オバマ政権は報復・制裁として核を使うだろうか。核は使わないと確信する。ブッシュ政権でも多分使えなかっただろう。

米国は核を使った「国家の犯罪」には報復・制裁を加える。その政権を倒し、新政権に置き換える(レジーム・チェンジ)に違いない。国際社会もそれを支持するだろう。だが一般の国民にまで連帯責任を負わせ、核攻撃によって多数の生命と生活を破壊することは道義的にできない。彼らは抑圧政治の同情すべき被害者なのだ。核攻撃はまた「死の灰」を地球の広い範囲にまき散らし、無関係の周辺諸国に多大の被害を及ぼす。

米国は核は使わずに、(燃料)気化爆弾や精密誘導兵器などの通常兵器でその目的を十分達成できる。これは北朝鮮のケースに限らない。中東でもどこでも同じとみていい。

北朝鮮の核攻撃からは米国が核で守ってくれる、それが「核の傘」だと思っているなら、「虚構」を信じ込まされているのだ。国際社会は一般市民を無差別に殺傷する対人地雷やクラスター爆弾でさえ許さない。イスラエルのガザ攻撃にはかつてない批判が広がった。ましてや核による無差別殺りくは絶対に許さない時代になった。

核報復がないなら「核抑止力」は弱まり、「核の傘」の信頼性は揺らぐのだろうか。そうはならない。「核を使うかもしれない、使わないかもしれない」というあいまいさが抑止力だといわれてきた。そこには相手側が「使わない」と「誤解」する落とし穴がある。核は使わない。しかし、通常戦力で必ず報復する。この方が分かりやすく、抑止効果は確実である。

「核廃絶」に追隨を

唯一の被爆国である日本が担うべき役割は、冷戦思考から脱却した上で、オバマ大統領が掲げた「核廃絶」に積極的に「追隨」することだ。

米議会にCTBT早期批准を働きかけることに始まり、二〇一〇年のNPPT再検討会議へ向けて、核保有国と非保有国の間をつないで核削減と拡散防止への国際機運を高め、核兵器用物質生産禁止(カットオフ)条約交渉を促進する、日本が事務局長に選ばれた国際原子力機関(IAEA)の機能強化など、できることは多々ある。こうした「核廃絶」への環境づくりが、硬直している北朝鮮やイランの核問題を解きほぐすことになる。

彼らはなぜ核を欲しがするのか。北の場合、核を持てば米国のレジーム・チェンジを抑止し、米朝と朝鮮戦争の平和条約を結び、現体制を存続することができると考えている。だが、「核カード」を振りかざす瀬戸際外交は逆効果をもたらしただけだった。自らを追い込んで万が一にも核を使えば、それは政権の自殺行為だ。

欲しいものは核放棄でしか得られない。「独り相撲」はもうやめなさい——こう辛抱強く北朝鮮説得に努めるのも唯一被爆国の立場だと思ふ。

海外情報

英下院議員の不正請求発覚

テレグラフがスクープ

イギリス下院議会の多数議員による諸経費の不正請求が発覚し、その問題を独占的に報道した『デーリー・テレグラフ』と『サンデー・テレグラフ』の両紙が、わずか一カ月ほどで通常より百万部以上も販売部数を増やすという事態が起こった。

事の発端は『デーリー・テレグラフ』が五月八日に、労働党内閣のブラウン首相ほかの閣僚や、保守党も含む有力議員たちが請求した経費の詳細を明らかにした一連の記事「エクスペンシズ・フ・アイルズ」の報道を始めてからであった。この報道によって当日の『デーリー・テレグラフ』の部数は、八万七千部増えた。これを皮切りに、議員たちの経費請求の詳細が相次いで明らかになり、報道のたびごとに、『テレグラフ』（『デーリー』と『サンデー』の両紙を含む。以下同じ）の販売部数は通常の部数より大幅に増加した。最初の報道から十一日間で、通常より増加した両紙の部数は合計で六十万部以上に達したという。事件前の通常販売部数は、『デーリー・テレグラフ』が八十一万八千部弱、『サンデー・テレグラフ』が五十九万一千部弱であった。

報道は、多額の警備費のほかに高級中国じゅうたんの修繕費を請求した閣僚、夫のボルノ番組視聴料金を請求した女性閣僚など、百三十人以上の事例を含んでいた。下院議長は自宅改修費の請求や、経費の詳細公表への反対などで、任期の途中で辞任した。

『テレグラフ』の部数増加は衰える兆しを見せなかった。スコットランドヤード（ロンドン市警察）は、『テレグラフ』への情報漏えいを捜査する意思はないと述べた。警察幹部は二百万件の記録を含む一兆（一兆）¹に上るデータがどのような形で下院から流出し、『テレグラフ』に提供されたか、売られたかという問題は、公共の利益にかかわらないと述べた。下院当局は市警察に捜査を要請したが、市警察は権限のない情報の開示は「公共義務」の違反かもしれないが、今回の情報の大部分は「情報公開法」の規定による公開の範囲内と考えて準備中だ、と答えた。

この報道の衝撃は前例のないもので、他の新聞は『テレグラフ』の報道の後を追って群がるような状況になった。ライバルの全国紙の幹部は『テレグラフ』のスクープは、五百万から六百万²の広告効果を持った」と語った。多額の金銭を払ってスクープを獲得する「小切手ジャーナリズム」を疑う声も生まれてきた。しかし『テレグラフ』は、情報の入手に金銭を払ったかどうかについて肯定も否定もせず、回答を拒否し続けた。

『テレグラフ』はいかにして、この独占的報道

が可能であったのか。誰かが政府庁舎の中で、データすべてをコンピューターからポータブルのハードディスクに複製し、外部に持ち出した。情報は、六百四十六人の下院議員による過去五年間の経費請求の記録であった。理由は不明だが、ハードディスクとデータは秘密扱いにもならず、下院当局もその存在を知らなかったという。

しかも、『テレグラフ』は情報を知った最初の新聞でもなかった。『テレグラフ』の報道より前に、少なくとも他の新聞三紙が経費データの存在を承知していた。複数の情報の売り手も存在した。まず二カ月ほど前に『タイムズ』に情報の売り込みがあった。『タイムズ』はこれを拒否した。その後『サンデー・エクスプレス』が夫のボルノ番組視聴料金の請求問題を暴露したが、そのまま立ち消えとなった。次に『ザ・サン』に高い金額での売り込みがあった。しかし、値段が折り合わず、交渉は決裂した。売り手が『テレグラフ』に接触してきたのは、この後であった。

マスコミに「社会規範の強制」と呼ばれる機能がある。一部の関係者には既知の問題でありながら社会には広まっていけない不正問題を、ひとたびマスコミが報道すると社会はこれを放置しておけず、当事者に社会的制裁が下され、社会秩序が復元し、社会規範が回復するという働きである。今回このメカニズムを起動させたのが『テレグラフ』の報道だったということであろうか。

（広瀬 英彦）東洋大学名誉教授

徒弟制度で身に付いた記者感覚

記者稼業を支えてくれた屈辱の日々

— 通信社の先輩が語る「私の体験記」②7 —

信 太 謙 三

(時事通信社OB)

「そんな字を書くなら『虎』という字でも書け」
。筆頭デスクの怒鳴り声が広い編集局中に響き渡った。昭和四十八(一九七三)年四月、早稲田大学を卒業して時事通信社に入社し、外信部に配属されて間もないころのことである。

鬼デスクの下で

海外支局との連絡文書、通称「バタ」を口述筆記するよう指示された。急ぐ必要があったのだらう。筆頭デスクは机を挟んで対面に座る私のところまで歩いてきて背後に立って口述を始めた。私は当時メモ用紙として使われていた社内回覧文書の紙の裏に2Bの鉛筆で書いていく。必死だ。ただ、内容から「任務」が終わりに近づいてきたことも分かった。「至急、返事請う」。

終わりだ。あとは走って連絡局に持っていく、テレックスを打ってもらえばいい。内心、ほっとした。が、そのときである。頭上で筆頭デスクの怒りが爆発した。漢字にミスがあったからだ。私は大学で中国文学を専攻し、中国語が専門だった。それが英語の職場に回されたわけである。

英語に悩み、何事にも自信を失っていた。当時のデスククラスの英語と国語の力は、日本という国家をニュースと情報の面から支え続けた戦前の大通信社・同盟通信の伝統を受け継ぎ、わが国のトップレベルにあったと言って間違いない。今思えば、そんな環境で教育してもらったのは実にありがたいことだったのだが、余裕がなかった。「少しでも間違ったら大変」との思いが強く、それがプレッシャーになって極度に緊張し、普段なら何でもないことまでミスをしてしまう。

この時もそうで、「請う」とやるべきところを「顧う」と書いてしまった。中国の古典『三国志』に「三顧の礼」の話が出てくる。切羽詰まって「三顧の礼」で「お願い」を連想。「顧う」という字を充ててしまったのである。筆頭デスクの怒鳴り声で、外信部長や当番デスク、同僚やアルバイト、さらには隣の整理部の先輩記者たちの目が一齐に小生に注がれた。恥ずかしさで顔は真っ赤だったはずだ。が、これで「請う」という字の使い方を絶対に間違わなくなった。

日本語の力と幅広い知識

ニュースは速く、しかも、正確でなければ意味がない。が、速さと正確さを両立させるのは難しい。先輩たちも必死で勉強していた。外国語の力だけでは正確な翻訳はできない。日本語の力と幅広い知識があつてこそ、英語も正確な日本語になっていく。筆頭デスクの仕事はそれは見事なもので、英語にせよ、日本語にせよ、間違ったところを見たことがなかった。そんな人物だけに、新人のそこつな誤りが我慢できなかったのだろう。

英語で誤訳をすれば、数日は翻訳の仕事が回ってこない。同期の連中が英語の仕事をする中で、テレックスで入ってくるローマ字の羅列を漢字仮名交じりの文章に起こしていく通称「ローマ字起こし」に明け暮れる。屈辱の日々。だが、これでミスをするこの怖さを徹底的にたたき込まれ、英語を正確に読んで、漢字を正しく書くことの大切さを知り、そのための注意力が身に付いた。

若いころ外信部にいたのは五年間。まさに英語漬けだった。が、残念なことに、小生には最後まで英語が身に付かなかった。しかし、この英語との格闘が全く無駄だったということではない。外信部をお情けで「卒業」させてもらった後は、二十七歳という若さで香港特派員となり、三年間滞在した後、北京を二回、合計八年経験し、最後は上海で四年間働いた。時事通信社に在籍したのは三十一年。このうちのほぼ半分を中国で過ごしたことになる。この中で、それが大いに役立った。



「学術調査」と名を変え、取材は今も
(ハノイ市内にて、07年8月)

「上海にイルカ」の誤報を阻止

中国での取材や記事作成の過程ではどうしても中国語の翻訳作業が入ってくる。漢字を使っているとはいっても、中国語も外国語。正確に読んでいくのは容易なことではない。だが、外信部時代の英語訓練のおかげで、中国語の資料などを読んでいても、「あれ、ちょっとおかしいな?」読み違いをしているのではないかな?」と思えるのである。誤りに気が付けばしめたものだ。辞書を引きばいいし、現地スタッフや専門家に聞けばいいわけだ。合計十五年に及ぶ中国での特派員生活を何とか全うできたのはこの感覚のおかげである。

二度目の北京支局長時代のことだ。支局員の一人が原稿を書いてきた。現地紙の転電で、「大量のイルカが上海の海岸に上がってきた」という困

み記事である。当時、上海に行ったことはあったが、土地勘はなかった。だが、この記事を見て違和感を覚えたのである。

「ちょっと待てよ。上海の沖にそんなたくさんイルカがいるのかな?。上海に砂浜があったわけ?」

上海の街は全長六千三百^キの長江の河口を少しさかのぼり、その支流である黄浦江に入ったところであり、浜辺といえるものなどはない。汚れて真っ黒な海を見るためには車を飛ばして相当走らなければならぬのである。もちろん、当時は北京に住んでいたから、そんなことは知らない。外信部時代に養われた勘だ。

「原文を見せてみな」

支局員に新聞を持ってこさせた。

「あれ、しっかりしてくれよ」

私は思わず声を上げてしまった。新聞の原稿には「很多海豚上海灘了」と書かれていた。「海豚」(ハイトウン)とはイルカ。漢字の中には確かに「上海」の文字はあった。が、これは「上」と「海」の真ん中で区切り、大量のイルカが「海灘」(ハイトン)、すなわち「浜辺」に「上」ってきたと読むべきところで、ドイツでの出来事だった。笑ってしまうかもしれないが、特派員の仕事は危険がいっぱい。ちょっとした気を抜くと大変なことにもなる。「ガス」という意味の「気」、中国語では「气」(チー)と書くのだが、これを「空気」(コンチー)と錯覚し、「パイプラインで、西

域」の空気・北京大気汚染一挙解決作戦」なる原稿を掲載し、大恥をかいだ大手新聞社もある。危ない、危ない。イルカの記事は何とか出さずに済んだ。徒弟^グ制度のようだった外信部時代の訓練のたまものである。厳しかった筆頭デスクはその後、外信部長を経験して定年退職し、数年でこの世を去った。

記者は手づくり

光陰矢のごとし。私の記者生活もあつという間に過ぎ去った。今は東洋大学社会学部メディアコミュニケーション学科で「マスコミ文章論」などを教えている。

「文章は書かなければうまくならない」

「授業は、座学^グじゃないんだぞ」

授業は実習が中心で、毎回、漢字の書き取りを実施。「世界同時不況」「ルーツ」などといった課題を出して学生に作文を書かせ、それを添削している。教科書は記事スタイルブック。要するに、通信社時代に学んだことを教えているにすぎない。が、これがなかなか好評で、単なる抽選では希望者が多過ぎ、四年前からは作文の課題を出して成績優秀者から選んでいる。今年も定員四十人に対して約百六十人の応募があった。

学生の作文に朱^{あか}を入れるのは大変な作業で、すべて見終わるには二日間かかる。学生を育てるのはとにかく手間暇がかかる。外信部のデスクたちもかつて、今の私と同じような気持ちで、われわれ一年生記者の文章を見てくれたのだろう。

記者は手づくり。一朝一夕にはできはしない。

ところで、本家本元のマスコミでは今、記者教育はいったいどうなっているのだろうか。ちょっと心配になってくる。IT（情報技術）の急速な発展によって、記者稼業を支えていたかつての「徒弟」制度のような教育の存在する余地がどんどんなくなっていることだ。昔、マスコミ一年生の重要な仕事は「電話取り」だった。現場にいる第一線の記者が電話で記事を送ってくる。これを受けて専用の原稿用紙に書いていく。一年生はこれで「発生記事」や「発表記事」などの型を覚え、デスクに怒鳴られながら、日本語や漢字の間違いをしないようになっていった。また、これで記事の良しあしが分かるようになり、優秀な先輩記者の文章のリズムをまねしつつ、少しずつだが、いい記事を書けるようになっていった。

しかし、ファクシミリ送稿で電話の使用が減り、さらには、インターネットが普及し、パソコン送信全盛の時代になると、「電話取り」はほとんど姿を消してしまった。現場の記者はパソコンを使い、インターネットで瞬時に記事をデスクのところに上げてくる。デスクはそれを見て朱を入れ、直ちに整理部に渡すのだが、この間、デスク補助が携わることのできる仕事はほとんどない。極言すれば、記事は彼らを素通りして流れていく。このため、新人にとっては勉強にならない。よほど意志を強く持ち、自分で新聞記事を写したり、読んでみたりしなければ、ライターとしての腕

上げは不可能ということになる。

今の時代に外信部に配属され、教育を受けていたなら、私はきつと「書けない記者」で一生を終わるか、大きなミスをしてかして社を辞めさせられていたと思う。勉強が苦手上、不器用な方だったからで、そんな自分にとっては、あの「徒弟」制度のような教育が実に合っていた。

新聞協会賞に輝いた愚直さ

ただ、負け惜しみでなく、社会部で警視庁詰め
の記者や北京特派員などを経験して分かったことがある。大学を卒業して入ってくる一年生記者には、当然ながら、初めから何でもできる優秀な者と、そうでない不器用な者がいる。が、記者として現場に出た場合、その不器用さからくる愚直さ
がいい結果につながることもあるということだ。

社会部遊軍の時代の一九八七年六月六日、東京都東村山市にある老人ホーム「松寿園」で火災が発生し、十七人が死亡した。直ちに現場に向かえ
というところで、急いで準備をしていると、社会部長は一年生記者のYを連れて行ってくれという。彼の評判はあまりよくなかった。原稿の処理が下手で落ち着きがなく、「火災現場に連れて行って事故でも起こされたら大変だ」との思いがよぎった。逡巡（しゆんじゆん）していると、「連れて行ってやってくれよ」と部長は言う。仕方なく、Yを車に乗せた。到着した現場は大混乱。警視庁詰めの敏腕記者たちも集まっていた。私は社会面トップとなる雑観記事を「火災現場での明と暗」とすることに決

め、数人の記者に対し、助かったお年寄りや亡くなった犠牲者の遺族の言葉を取ってくるよう指示した。が、九死に一生を得て助かった人の証言は取れても、遺族の悲しみの言葉が取れない。

「火災でこんなにも多くの人が死んでいる。よかった、助かっただけで記事なんて書けるか」

記者たちを叱咤（しちた）し、再度、取材に向かわせた。うまいかななかったのは遺族が全員、近くのお寺の一室に集められ、接触できなかったからだ。常日ごろは優秀な若い記者たちが次々に「だめだ」と言って戻ってくる。締め切りの時間が刻一刻と近づいてくる。途方に暮れていた時だ。少しも期待していなかったYが、何と、遺族の話を取ってきたのである。私はこれを基に急いで記事を書き、本社に送稿し、難関を切り抜けることができた。私は本社に戻る車の中で、どうやって取材したのか聞いてみた。

「外で待っていたら遺族の一人がたばこを買いに出て来たので、付いて行って話を聞くことができました」

Yは事も無げにこう答えた。優秀な記者たちは「見切り」が早い。が、不器用なYは愚直に待っていた。いいネタは頭だけで取れはしない。Yを連れて行けと命じた名部長は現役で世を去った。そして、Yはその後、社会部の敏腕記者に成長し、時事通信社に日本新聞協会賞をもたらし、責任は重いが、記者ほど面白くやりがいのある稼業はない。



米新FCC委員長にゲナコウスキー氏

委員構成は民主3、共和2に

米地上デジタルテレビ放送(DTV)は去る六月十二日、これまで長く米国のテレビ放送を支えてきた地上アナログ放送の番組伝送の停止により完全移行となった。

連邦通信委員会(FCC)への問い合わせも、当初の平均四万三千件(一日平均)から二週目は二万一千件へと減少し、大きな混乱は起きていない。スムーズな移行に向けリーダーシップを求められた連邦通信委員会(FCC)の民主党ベテランのマイケル・コップス委員長代行はその任を解かれた。

DTV移行を見届けた米連邦議会では、空席となっていたFCC新委員長にオバマ大統領指名のジュリアス・ゲナコウスキー氏(民主党・四十六歳)が就任することを満場一致で承認し、七月二日からゲナコウスキー新FCC体制がスタートした。

ゲナコウスキー委員長はオバマ大統領とハーバード・ロースクール時代の学友で、〇八年大統領選挙ではオバマ選対のテクノロジー政策構想を担当。「開かれた政府、開かれたネットワーク、そして開かれた市場」のコンセプトを示していた。

デジタルテレビ移行期日を六月十二日と設定したのと同様、米国では一〇年二月十七日までにブロードバンドサービスを全米に拡大していく計画が打ち出されており、その手腕に期待が寄せられている(『ブロードキャスティング・アンド・ケーブル』B&C)オンライン、六月二十五日)。

ゲナコウスキー新委員長は、クリントン政権下で情報スーパーハイウエイ構想を積極的に推進したリード・ハント前FCC委員長のアドバイザーとして、また九七年から〇五年の間、米国屈指のメディア実業家バリー・デイラーが率い、インターネットメディア企業として急成長した「インター・アクティブ・コープ(IAC)」社の上級執行役員も務めている。法律、ビジネス、政策、通信、ニューメディアに精通し、官民両サイドの視点を備えた逸材とも受け止められている。

委員長承認に先立って行われた議会聴聞会では上院商業委員会の民主党ジェイ・ロックフェラー委員長から「FCCを立て直すことができるか。できなければ議会が(立て直しに)乗り出すことになる」とただされた。議会サイドではFCCが「消費者」や「公共の利益」の名の下に政策をこころ変えるという印象があるためとみられる。

指名承認の実力を試されたゲナコウスキー氏は、「開かれた、また透明性のあるFCCを実現し、消費者を最優先に置いて(FCC委員の個人的裁量が入り込まない)データに基づく(客観的な)政策決定を行うこと。その一方で民間企業が

経済成長のための推進力となることも忘れてはならない」と答えている(『B&C』オンライン、六月十六日)。

全米に向けたブロードバンド浸透政策に関しては、まずはブロードバンド不毛地域でのサービス開始を優先すべきだとの立場を取る。オバマ政権が打ち出した経済刺激策にかかわるブロードバンド展開予算の七十二億ドルを第一に活用して不毛地域解消に当たるべきだと考えている。ブロードバンド不毛地域にはさまざまな定義が当てはまるが、ブロードバンド普及が進まない、またはデータ伝送スピードが上がらないエリアなどが想定される。

ゲナコウスキー新FCCのメンバーは、地上デジタルテレビ放送の移行を見届けたコップス委員(民主党)、委員長と時期を同じくして議会から新たに五年任期で再任されたロバート・マクダウェル委員(共和党)の三人が確定している。

これに加えて米電気通信情報庁(NTIA)で長官代行を務め、地上デジタルテレビ放送移行に際しコンバーターボックス購入補助クーポン予算獲得に奔走したメレディス・アトウェル・ベーカー氏(共和党委員指名)、さらにサウスカロライナ州公益事業委員会委員で、一時は初の女性FCC委員長候補として名前が挙がったミニョン・クライバーン氏(民主党委員指名)が就任する見込みで、委員の構成は民主三、共和二で民主党多数となる。

(金山 勉 立命館大学教授)

放映したドラマの著作権者が別法人だった

マスメディア関連の裁判を見る (43)

(平成二〇年(ワ)第三〇三六号)
損害賠償等請求事件

佐藤 英雄

デジタル多チャンネルのCS(通信衛星)放送で流れた中国の人気ドラマ「苦菜花」(クー・ツアイ・ホァー)をめぐる著作権(公衆送信権)侵害訴訟事件。東京地裁(大鷹一郎裁判長)は平成二十一年四月三十日、番組を供給した被告の放送事業者に放送の差し止めと百三十五万円の損害賠償を認める判決を言い渡したが、同事業者の委託を受けた放送会社は「放送の主体でない」と、おとがめがなかった。

スカパーの電波で流れた「苦菜花」

原告は中国で放送事業を行う中国法人の北京赤東文化伝播有限公司(北京市西城区)。被告は電気通信役務利用放送事業者として衛星デジタル放送委託業務などを行う亜太メディアジャパン株(東京都中央区)と放送運営会社のスカパーJIS(AT株式会社(東京都港区))。ドラマ「苦菜花」(全二十話で、日本国内のD

VD販売価額は九千百円)は中国法人の北京華録百納影視有限公司と世紀英雄電影投資有限公司による共同制作で、ドラマの主演は最優秀主演女優賞などを受賞している中国の人気女優。

被告亜太メディアはこのドラマを平成十七年五月三日から同月十三日までの間、被告スカパーが運営するCSデジタル放送サービス(名称は「スカイパーフェクトTV」)の785チャンネルで二回、有料で放送した。

亜太によれば、このドラマは湖南広播影視集団(湖南影視)が制作者の北京華録から日本における放送権(公衆送信権)を五十万六千円で譲り受けた。亜太は湖南影視と番組提携契約を行って放映したと主張した。

原告の赤東文化は平成十七年三月、北京華録との間で「苦菜花」を含む六本のテレビドラマについて、韓国、シンガポール、マレーシア、そして日本の計四カ国に限った「テレビ番組著作権譲渡契約」を結び、その代金五十万人民元(当時の為

替相場で六百四十三万円)を支払った。

被告亜太は北京華録と原告、北京華録と湖南影視への譲渡は二重譲渡の關係になるとするが、原告は湖南影視への許諾は、湖南地区に限定されており、亜太メディアは無権利者であると反論した。

スカパーにも侵害の過失があると原告

また、原告は被告スカパーが放送番組の人工衛星への送出(アップリンク)業務等を提供する、いわゆる「ブラットホーム事業者」で、独占的な地位にあり、CSデジタル放送において主導的な役割を果たしている。同事業者は電気通信役務利用放送事業者から、事前に提供される放送の内容を知り、著作権等の他者の権利についても十分に知り得る立場にあり、権利が侵害されるような放送を停止することができたはずである。

被告スカパーには著作権侵害行為の発生を未然に防止するとともに、著作権侵害となるような放送がされた場合は、放送を停止するなどの適切な措置を速やかに取るべき注意義務があった。それなのに、被告亜太に対し、本件ドラマの著作権の帰属を証明できる書類の提出等を求めることもなく、漫然と本件放送を行い、上記注意義務に違反したものであるから、被告スカパーには本件放送による原告の著作権(公衆送信権)の侵害につき過失があるとした。

これに対して被告スカパーは電気通信役務利用放送事業者から受信した放送番組の信号（ベースバンド信号）を機械的かつ同時的（リアルタイム）に伝送するという、いわば単なる導管的な役割を果たしたにすぎず、本件放送の主体ではない。

電気通信役務利用放送事業者から受信した放送番組の信号をジェイサットの通信衛星に向けてアップリンクするが、これはポイント・ツー・ポイントの通信であって、著作権法が「放送」と定義する「公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的」（同法二条一項八号）としている行為ではない。

電気通信事業法三条により、放送番組については検閲が禁止され、その結果として、そのまま伝送されることが要請されている。従つて、被告スカパーは放送番組の内容に関与することはできず、放送事業者が送信した放送番組の信号をそのまま伝送せざるを得ない立場にある。

スカパーが受託している業務は、放送番組送出業務のうちの圧縮符号化と運用業務である。従つて、法律上も契約上も、放送事業者が送信してきた放送番組の信号を圧縮符号化する以外は、そのまま伝送する義務を負っており、著作権の帰属を含む放送番組の内容を吟味し、「放送できる番組」と「放送できない番組」に区別して、「放送できない番組」については受託業務を行わないという取り扱いをする権限も義務もない。

本件ドラマが放送された平成十七年五月当時の放送は合計二百九十五チャンネルあり、一日当たりの放送枠は、単純に計算すれば約一万以上にもなり、すべての放送番組について、事前に事実関係を調査して権利の帰属を確認することは、現実的には不可能で、原告の主張は失当であるとした。

利用許諾ではなく譲渡（移転）契約

裁判所は最初に、原告が中国法人、被告が日本人であるこの裁判の管轄権について、法的根拠を示した上、次のように判断（要旨）した。

（一）北京華録は平成十七年三月二十五日、原告に対し、自社が制作した「苦菜花」など六本のテレビドラマを、日本などアジア四カ国を範囲として譲渡する契約を締結した。本件ドラマの「著作権」または「すべての著作権」を「譲渡」として明記され、「利用許諾」や「使用許諾」といった文言は全く用いられておらず、利用を許諾する権利の種類や期間を定めた条項も存在しない。

中国著作権法二五条の「権利譲渡契約」には、主要条項として、「著作物の名称、譲渡される権利の種類、地域範囲、譲渡金の金額、譲渡金支払の期日及び方法、違約責任、双方が定めるその他の内容」を含むと規定しているが、本件譲渡契約書にはそのいずれの条項も存在する。本件譲渡契約書は著作権の譲渡（権利移転）に関する契約書

であることは明らかであり、使用許諾その他ライセンス方式による許諾に関する契約書と解すべき余地はない。

（二）北京華録から原告への現実の譲渡日は、被告が放送を行った同年五月三日から十三日より後であつて、原告が同年三月二十五日に北京華録から本件著作権の譲渡を受けた事実はないと主張する。しかし、譲渡契約書には北京華録と原告の署名欄の直下に「二〇〇五年三月二十五日」と記載されていることが認められる。他方で、譲渡契約の締結日が本件放送を行った平成十七年五月三日から十三日より後であるにもかかわらず、原告と北京華録が譲渡契約書の作成日付をさかのぼらせたことや、北京華録において作成日付をさかのぼらせることに協力する動機があつたことをうかがわせる証拠はない。

スカパーは業務受託前に取引審査

（三）被告スカパーは電気通信役務利用放送を行おうとする事業者から、放送番組送出業務の委託の申し込みを受けた際には、業務を受託するかどうかを判断するための取引審査を行っている。この取引審査は事業者から提出を受けた放送番組の編集基準や放送番組の編集に関する基本計画等の書類を基に、「経理的基礎」「技術的能力」「番組内容」「放送番組の編集・運用体制」の各観点から、あらかじめ定められた取引審査基準に適合

するかどうかを審査する。このうち、「番組内容」の観点の取引審査基準は、事業者から提出された放送番組の編集基準や放送番組の編集に関する基本計画が、電気通信役務利用放送法その他の法令に違反しないこと、あらゆる国の習慣および国民感情を尊重していることなど、十六項目の基準に適合していることと定めている。

(四) 被告スカパーは被告亜太との間で締結した委託契約に基づいて、被告亜太が電気通信役務利用放送事業者として本件CS放送サービスで提供する放送番組に係る放送番組送出業務および運用業務の委託を受けたが、本件委託契約上、被告スカパーが当該放送番組の制作・編集等について関与することは予定されていなかったこと、本件放送のプロセスにおいて、被告スカパーが行った放送番組送出業務は、本件委託契約に基づいて、被告亜太から本件ドラマの信号(ベースバンド信号)を回線を通じて受信し、これを機械的に圧縮符号化し、電気通信事業者であるジェイサットからの委託に基づいて、圧縮符号化された信号を機械的に高次元多重化・変調処理し、ジェイサットの保有する通信衛星へ伝送可能な放送波にした上で、その放送波を通信衛星まで伝送したというものであり、被告亜太から受信した本件ドラマの信号(ベースバンド信号)を瞬時かつ機械的に処理してリアルタイムでそのまま通信衛星に向けて伝送したものであることが認められる。

そうすると、本件放送のプロセスにおいて被告

スカパーが行った放送番組送出業務は、上記のような機械的な処理であって、被告亜太が制作・編集した放送番組である本件ドラマの内容を公衆に集めて受信されることを直接の目的として行ったものとはいえないから、被告スカパーが本件放送の主体であると解することはできない。

以上によれば、被告スカパーには原告主張の本件放送による本件著作権(公衆送信権)の侵害について過失があったものとは認められない。従って、原告の被告スカパーに対する損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

「法例」という名の国際私法準拠法

【後書き】外国との取引が増大する中で、トラブルの際の準拠法が問題となるが、著作権法の場合、二、三の例外外国を除いて「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の同盟国であり、同条約三条(一)(a)と我が国の著作権法六条三号により、中国で作成されたドラマも我が国の著作権法の保護を受ける。従って、中国法人の原告も、著作権侵害に基づく差し止め請求は、ベルヌ条約五条(二)により、「保護が要求される同盟国の法令」の定めるところによることとなり、我が国の著作権法が適用される。

一方、著作権侵害に基づく損害賠償請求については、その法律関係の性質が不法行為(民法七〇

九条以下)と解され、外国法人との紛争は我が国の国際私法である「法例」(明治三十一年法律一〇号)が適用となる。

同音の「法令」と紛らわしい名の「法例」は、平成十八年法律第七八号付則三条四項で、なお従前の例によることとされた改正前の法例一条「原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律」によって、日本の法律が適用されると判断された。

ところで、被告スカパーは、「放送番組の信号を機械的にリアルタイムに伝送する導管的な役割を果たしたにすぎず」、「電気通信事業法三条で検閲が禁止されている」と抗弁している。この導管的役割と検閲禁止の二語は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」という長つたらしい法律の割に本文はたったの四条しかない、いわゆる「プロバイダー責任制限法」の施行前後に、インターネットプロバイダーが「錦の御旗」のように使用していたので、「またか」の思いがある。検閲禁止(三条)、秘密の保護(四条)は、共に「取扱中にかかる通信」が対象で、意味を狭義で取るか広義で取るかで対象は大きく変わる。

不特定多数が自由勝手に書き込み、大部分が公表されるインターネットで、導管的役割論はお門違いだが、今回の事例も通常の会社間取引と同じコンプライアンスの問題であり、導管や検閲禁止の話はそぐわない。

(朝日新聞社社友)

西チベットの秘境を目指して

全行程5千キロ、過酷だったチベット再訪

増山 榮太郎

(ジャーナリスト、時事総研客員研究員)

二年ぶりにチベットを再訪した。今年五月下旬から三週間、東チベットから西チベットへ、さらに北上して新疆カシュガルまでの行程五千キロ。昨年三月のラサ暴動(3・14事件)のその後の国内情勢への関心もあったが、それにも増して筆者の旅に駆り立てたのは前回果たせなかった西チベット秘境への強い思いであった。特にチベット人の聖山カイラスをこの目で見たいという一念からだった。念願は果たしたが、七十九歳の筆者にとって過酷な旅であった。

眼前の聖山に思わず合掌

間近にその山はそびえていた。白い山頂と真っ青なヒマラヤの空が対照的だ。垂直にそそり立つ岩壁に背骨と肋骨のような地層の条痕がはつきりと浮き立っている。山ろくには聖湖マナサロワール湖も見える。聖山カイラス(標高六、六五六メートル)、チベット名でカン・リンポチエ(尊い雪山)と呼ばれている。チベット人仏教徒にとって、この山に巡礼することは一生の願いとされている。自治区内のチベット人ばかりでなくはるか四川省や青海省に住む人も徒歩で何カ月もかけてこの山に巡礼する。そういえば、われわれツアー一行

がカイラスに向かう途上、何組かの徒歩巡礼者に会った。中には、四川省昌都から数カ月もかけて五体投地しながら巡礼中の一家にも出会った。

カイラスはチベット人だけの聖山ではない。実は筆者が、今立っているこの場所にも、お祈りの声が聞こえてくる。インドからバスでやってきたヒンズー教徒の人たちだ。地面に座り込みカイラスに向かつて盛んに拝跪(はいき)している。カイラスはヒンズー教徒にとってはシバ神の玉座である。いや、チベット土俗宗教ポン教の教徒にとっても聖地なのだ。つまり三つの宗教の巡礼者が入れ代わり立ち代わりこの地を目指す。

しかも、山ろくのマナサロワール湖近辺を水源とする四つの川は、やがてプラマプトラ、サトレジ、ガンジス、インダスの四つの大河となり、東南アジアの大地を潤し、はるかアラビア海へ、あるいはベンガル湾へ注ぎ込む。そう思うと、無宗教の筆者でも思わず合掌したくなる。

かつて初めてカイラスを訪れた日本人がいた。河口慧海(一八六六―一九四五年)だ。一九〇〇年(明治三十三年)、ネパールから当時、鎖国のチベットへラマ僧に変装して密入国、苦心惨たん

の末マナサロワール湖、カイラスにたどり着いた。三十四歳の時だ。

「その湖の水は澄み返って空の碧々たる色と相映じ、全く清浄玻璃のごとき光りを放っている。(湖面の)西北に当たってマウント・カイラスの霊峰が巍然として碧空に聳え、その周囲には小さな霊峰が幾つも重なり重なって取り巻いている」(河口慧海著『チベット旅行記』講談社学術文庫)。今、筆者の眼前に展開する風景は慧海の目に映じた景色といささかも変わらない。

カイラス目前に高山病に伏す

何とも胸苦しい。心臓が早鐘のようだ。「もしや高山病では」と、不安が胸裏をよぎる。肺水腫



聖山カイラス、標高6,656メートル

になれば生命にかかわる。もう夜明けは近い。隣のベッドに寝ていた仲間が異常に気付いたらしい。

「呼吸が苦しそうです。早く医者を呼んだらいいですよ」

その声に押されたように筆者は隣室のドアをノックした。部屋にはチベット人ガイドが寝ている。彼は事情を察し、「すぐにドクターを呼ぶ」と携帯電話を取り出した。そして筆者のベッドに簡易酸素ボンベを数本置いて「取りあえずこれを吸っててください」と流ちょうな日本語で言う。ジョウゴ状の吸い口を口に当てると、シュー、シューと酸素がのど元に流れ込む。気のせいか楽になったような気がするが、心臓の早鐘はやまない。

夜明けといっても北京標準時のチベットの夜明けは遅い。もう朝の六時を過ぎたが、外は真っ暗だ。「お医者さんはすぐ来ますよ」とガイドが言う。その言葉通り五十歳前後のチベット人医師が看護婦を伴ってやって来た。彼は、早速脈を取り、血圧を測る。そしてガイドに何か言う。

「高山病の初期らしい。これから処置しますが、大丈夫ですよ」と、ガイドが通訳する。医者と看護婦は持ってきた酸素ボンベの吸い口を筆者の口にくわえさせた。お尻に注射も打たれた。しばらくすると、呼吸も楽になる。異常に気付いたのか、ツアー仲間が心配そうに部屋をのぞきに来る。

ここはカイラスの周回巡礼の起点地タルチェンだ。起点といっても標高四、六七五メートルもある。カイラスを目指す巡礼者は、ここを起点にカイラスの山すそをぐるりと巡礼する。健脚の人なら一泊二日間、普通の人は二泊三日間かかる。途中僧院（ゴンパ）かテントに宿泊する。中には五体投地で巡礼する人もいる。それも一回でなく何回も。五月下旬、成田をたつて既に十二日間がたった。東チベットの都市ニンティを振り出しに首都ラサを経由、ヒマラヤ山脈の北辺をかすめるように旅を続けてきた。

ツアー一行は十三人、うち男性は四人、残りは女性だ。一行の平均年齢は還暦を過ぎていると思うが、いずれも旅慣れたベテランぞろい。多分、筆者が最高齢だったと思うが、高山病には自信があった。二年前のチベット旅行ではヒマラヤを越えネパールに入った。昨年もインド北辺のラダックを旅した。五、〇〇〇メートル級の峠を幾つか越えたが、何ごとともなかった。

今回もラサから四輪駆動車ランドクルーザー六台に分乗しての旅だったが、五、〇〇〇メートルを超す峠を幾つも越えた。男性組のうち二人が早くも高山病にかかった。だが、筆者にはその兆候はなかった。それで油断したのかもしれない。

前日、タルチェンの宿舎（招待所）を出てカイラス巡礼の出発点の小高い丘まで出掛けた。ツアー仲間のうち男女二人が巡礼に出掛けた。筆者を含め、残りは過酷な山道の巡礼路を事前に散々聞

かされていたので辞退することにした。しかし、巡礼する仲間を見送りながら小高い丘へトレッキングした。丘といっても足元から数百メートルはある。頂きに登ると息が荒くなる。だが、カイラスの全容が目前に迫ってくる。夢中でカメラのシャッターを切る。巡礼者がかかるか山すその谷間を列をつくって行くのが豆粒のように見える。

そのうち筆者の呼吸は段々と荒くなった。宿舎に戻って夕食までは何とか持ちこたえた。だが、就寝してからの動悸が激しい。眠れない。その後の経過は前述の通りだが、当日予定されていたマナサロワール湖周辺のトレッキングは辞退した。一日中、ベッドに横たわりながらチベット人医師と漢字の筆談をしているうちに気分も次第に落ち着いてきた。

目にも鮮やかな石窟画廊

チベットのはるか西端、インド国境に近い秘境にピアン、トンガという二大仏教遺跡があることをご存じだろうか。中国が誇る世界遺産・敦煌にも匹敵する豪華絢爛たる石窟壁画の大画廊だ。不学にして筆者は、今回の旅行で初めてその事実を知った。記憶のいい人なら今から十五年前、「世紀の大発見」として日本の新聞にも大々的に報じられたことを思い出すに違いない。

筆者の手元に『朝日新聞』一九九四年三月六日付の切り抜きコピーがある。学芸欄一面をつぶし、写真入りで「西チベット・多彩な仏教美術」という見出しで当時の発見の模様を詳細に報じて



西チベットの秘境「トンガ遺跡」

いる。それによると、発見したのは記事より二年前の九二年八月、四川大学考古学調査隊によってだが、それも偶然の奇跡的な発見だった。隊員二人が鉄砲水で目的地へ行けず難渋していたところ、目の前の山の斜面一面にハチの巣のような洞穴があることに気付いた。

その洞窟に入り込んでビックリした。壁面一面、極彩色鮮やかな曼陀羅が壁一面に描かれていたのだ。それが今日でいう「ピアン（皮央）遺跡」だ。たまたま通りかかった羊飼いの少女が「そんな洞窟ならほかにもいっぱいあるよ」と言う。驚いた調査隊員は早速案内を請うた。一キ離れた第二洞窟群「トンガ（東嘎）遺跡」だ。その



ピアン石窟内の仏像画

後、中国・チベット合同調査隊によって調査は現在も続けられており、これまで分かっただけでも壁画洞窟は数百の多きに達する。古いものは二千年前のものもあるが、仏教芸術を象徴する曼陀羅をはじめ釈迦や菩薩像が数多く描かれている。その他古代の王侯貴族や庶民の姿も描かれている。

しかも、この地方は標高四、〇〇〇以上の乾燥地帯だ。塗料の変質もなく色鮮やかである。絵画にはペルシャの影響も見られるが、インド・ガンダーラの影響が最も強いといわれる。この地方はかつて中国シルクロードのカシユガルからインド・カシミール、ラダックへ抜ける交通の要衝だった。また九世紀から十六世紀にかけてこの地に

栄えた幻の仏教王国「ゲゲ」の領域でもあった。歴代国王の貢献もあったに違いない。

筆者がピアン・トンガ遺跡の下にたどり着いたのはカイラスを後にして三日目。砂漠の果てに丘陵が連なる。赤茶けた山肌はまさにハチの巣のようだ。現地管理者から両遺跡の見学を認められたが、さらに一〇〇メートル上にある。絶壁のような登り道を簡易酸素ボンベを携え途中まで登ったが、動悸が激しく断念、カメラをチベット人ガイドに託して下山した。後でデジタル画面に映し出された仏画の彩色の鮮やかさに思わず息をのんだ。

最後にチベット暴動のその後の国内情勢に一言触れておきたい。事件の発端になったラサ市内の名刹ジョカン寺（大昭寺）へ行ってみた。境内は二年前の時と変わらず多くの参詣者でにぎわっていた。門前で五体投地をする巡礼者もいる。

ただ、変わっている点は自動小銃を担った五人一組の武装警察隊が絶えずパトロールしながら周囲に目を光らせていることだ。いや、ここだけではない。地方の道路の至るところに遮断機付きの検問所があり、公安官や武装警官がわれわれ外国人観光客にも、いちいち旅券の提示を求めている。ピリピリする緊張感が伝わってくる。

チベット人ガイドによると密告も奨励されており、「チベット人同士でもうかつに口が利けない」と警戒する。確かに国内は一見、平穏のようだが中国当局の強権的抑圧の結果かもしれない。（写真も筆者）

メディア談話室

核密約報道と政府のうそ

藤田博司

核兵器を積んだ米軍の艦船や航空機が日本に立ち寄ることを黙認することに合意した「密約」の存在が、改めて関心を集めている。六月以降、各紙が相次いで「密約」の存在を認めた元外務次官の証言を伝え、その存在を否定する政府の対応に与党議員の中からも疑問の声が上がっている。

政府がうそをついていることは隠しようもない事実だが、この問題の始末をどうつけるのか、メディア側の姿勢も問われることになるだろう。

先行した共同通信

今回の一連の報道の先駆けとなったのは、六月一日付『東京新聞』などが大きく扱った共同通信配信の記事だった。元外務次官経験者四人の証言として、「密約」があったこと、歴代事務次官の間で管理され、引き継がれて、一部の首相、外相だけに伝えられていたことが明らかにされた。

その後、六月二十九日朝刊（『毎日』）、夕刊（『読売』）と三十日朝刊（『朝日』、『日経』）で、ほぼ同様の趣旨が村田良平元外務次官の話として伝えられた。さらに『朝日』は七月十日朝刊で、複

数の外務省幹部の証言として、二〇〇一年ごろ、外務省に保管されていた「密約」関連の文書をすべて破棄するよう、当時の外務省幹部が指示していた、と報じた。

いわゆる非核三原則に反する核持ち込みの「密約」は、一九六〇年の安保改定の際に日米間で秘密裏に結ばれたもので、八〇年代初めまでに、米国内閣当局者の証言でその存在が明らかにされ、その後公開された米国側の公文書でも裏付けられていた。だが、日本政府は一貫して「密約」はないとする立場を取り続けてきた。今回の一連の報道の後、政府の立場は変わっていない。

しかし政府の主張は著しく説得力に欠ける。「密約は存在しない。私自身、それ以外一切承認していない」（藪中外務次官）。「核持ち込みの事前協議がない以上、核持ち込みはない」（河村官房長官）。「政府見解だからしょうがない。文書そのものがないことになっている」（政府高官）。

官房長官と政府高官のことは「密約」の存在を明確に否定してはいない。論理が矛盾している。「存在しない」こと「以外一切承認していな

い」外務次官が、「存在しない」ことを断言するのもおかしい。政府側の主張には明らかに「無理」がある。それがありありと分かる。

否定続ける「無理」

これまではこの「無理」が通って道理が引つ込んできた。が、今回は少しばかり道理が頭をもたげてきた。衆院外務委員会の河野太郎委員長（自民党）が政府側の主張に異を唱え始めたのだ。河野氏は七月十日、村田元次官と会い、「密約」があったことを確認した。それを踏まえて、これまでの政府答弁の変更を外務委員会として求める方針だという（七月十一日『東京』）。政府が今までと同じように「無理」を通すことは難しくなる。

今国会は七月二十八日の会期末を前に解散の方針が決まり、八月中に総選挙が行われることになった。そのため、「密約」問題で外務委員会がどこまで政府を追及できるか、分らない。しかしいずれにしても、政府が何十年も国民にうそをつき続けてきたことのつけを、そろそろ払わねばならない時期になっていることは確かだろう。

「密約」といえば、一九七二年の沖縄返還をめぐる「密約」についても、政府はないと言い張ってきたつけの支払いを求められている。こちらの「密約」では、外務省に情報公開を求めて起こされた訴訟の裁判でこの六月、東京地裁の裁判長は、「密約」も文書もないと主張する被告側に対し、その主張の合理的な根拠を示すよう促した。

米国側は「密約」の存在を裏付ける公文書を既に公表しているのに、日本側が「ない」と言い張る根拠をきちんと法廷で説明するよう指示したのである。外務省としては、いいかげんな言い逃れをするのが難しくなったと喋っている。

メディアの対応

核の「密約」も、沖縄の「密約」も、政府が公然とうそをつき、国民をだましてきたことには疑う余地がない。政府がうそでこれまでしのいでこられたのは、メディアが足並みそろえて徹底的に政府を追及してこなかったからである。「密約」が問題として浮かび上がった後も、政府が強引に「ない」と言い張れば、メディアはそれ以上に追及することはしなかった。

今回も「密約」批判に新聞の足並みがそろっているわけではない。しかし共同通信の配信記事をきっかけに、少し時間が空いたものの主要全国紙が一斉に後を追いつき、政府を追及しようとする姿勢を見せ始めていることは、これまでと様子が少し違うように見える。

『朝日』と『毎日』はそれぞれ「また崩れた政府のうそ」「詭弁はもう通用しない」(ともに六月三十日)と題する社説を掲げ、『読売』も社説で「密約の存在を認めて事実関係を国民に説明すべきだ」(七月一日)として、いずれも政府の姿勢を厳しく批判している。

これに対して『産経』は、「密約論議」をする

より「北朝鮮の核開発などの新たな脅威と向き合う日米安保体制や核の傘のあり方を超党派で議論すること」が重要だ、と主張している(七月三日)。他紙とは違って「密約」の存在をめぐる一連のニュースも伝えている。

それでも『読売』を含めた主要紙が「密約」の存在を認めるよう政府に促していることは、これまでのような政府のおごりな釈明が、もはや通らないことを示しているように思われる。こうした事態をもたらしたのは、村田元次官も指摘しているように、時代が大きく変わって、冷戦時代の発想や思考にしがみ付いている時ではなくなったから、と言えるだろう。

『産経』のいうように、将来の安全保障の問題に目を向けて議論すべきだというのも一つの立場かもしれない。が、政府が国民を欺き続けてきた事実を全部棚に上げようというのは、筋が違う。外交上の機密を保護しなければならない義務はむしろある。しかしそのことと、既に歴史に属する「密約」をめぐる政府が公然とうそをつき続けたり、関係文書をひそかに破棄したりすることは、別の問題のほうである。

公正さを欠く報道

それとは別に、今回の一連の報道で少しばかり後味の悪さを感じたことを書き加えておきたい。六月末に、村田元次官の証言を報じた全国四紙いずれかの記事を読んだ読者は、これをそれぞれ

の新聞の独自報道と受け止めたに違いない。『朝日』は「事務次官経験者が証言するのは初めて」、「毎日」は「事務次官経験者が『密約』の存在を初めて実名で認めた」と書き、「初めて」を強調していた。この両紙はもちろん、『読売』も『日経』も、その報道より一カ月前に共同通信配信の記事を『東京』が一面トップで扱い、他の地方紙も大きく掲載したことには一言も触れていない。競争相手の手柄を認めたくないという気分は分らない。が、こうした重要なニュースを後追いつく場合、自社の記事が後追いつくことを明示せず、自社の独自報道であるかのように装うことは、著しく公正さに欠けるし、読者に対して不正直だろう。

公明正大は常々新聞が重視している価値のほうである。「密約」の存在を否定する政府に向かって新聞が要求しているのは正直さと透明性である。その新聞の報道が多少とも公正さや正直さを欠いたのでは、政府を追及するにも迫力がない。

米国のジャーナリズムでは、他社の報道を後追いつく場合、先行したメディアを明示するよう記者は求められている。そうすることで報道の経緯をより正確に伝えられるからである。同時に先行した競争相手の仕事に敬意を表すことにもなる。

競争の厳しい世界ではあるが、それだけに、相手の優れた仕事には正当な評価を与える度量を、互いに持つてほしいものである。

(共同通信社社友)

プレスウォッチング

「核なき世界」への胎動

広島・長崎原爆の「道義的責任」

「原爆忌」の八月。あの悪夢から六十四年を経た今、核の脅威は軽減どころか核保有国の増加とテロ暴発など新たな難題が恐怖を増幅させている。オバマ米大統領の誕生によって、核軍縮への期待が高まっているものの、国際的協調・連帯への道筋は依然不透明。核廃絶を呼び掛けたオバマ提案をはじめサミット宣言などへの動きは評価するが、国家エゴを乗り越えた各国の歩み寄りなくして「核なき世界」が実現するはずはない。核をめぐる最近の動きを探り、問題点を考察したい。

歴史的なオバマ「プラハ演説」

ヨーロッパ諸国を歴訪中のオバマ大統領は二〇〇九年四月五日のプラハ演説で、核兵器廃絶を目指す包括的な戦略を公表した。北朝鮮が「飛翔体」(「人工衛星」か「ミサイル」)を太平洋に向けて発射した日で、核問題への関心はいやが上にも高まった。

「全面戦争の危機は去ったが、(核拡散により)核攻撃の危険性は高まった。米国は核兵器を使った世界で唯一の核大国として、行動する道義的責

任がある」と米国の決意を鮮明にし、核兵器削減↓核廃絶への具体的プログラムを提示した。特に米大統領が公式の場で「核使用の道義的責任」に言及した意義は大きい。次いでオバマ大統領は「時間がかかるが、世界を変革できることを信じる。核廃絶に向け確実に行動する。ただ、世界に核兵器が存在するうちは米国は安全な方法で核兵器を維持する。敵の攻撃を抑止し、同盟国に安全を保障するものだ」と述べている。

今後の具体的取り組みとして、「①世界の核兵器の九割以上を保有している米・露が、第一次戦略兵器削減条約(START I)に代わる新条約の合意を目指す②包括的核実験禁止条約(CTBT)批准を米上院に求める③核拡散防止条約(NPT)強化に努め、違反国は処罰する④テロリストによる核兵器入手を防ぐことは、差し迫った最大の課題。このため核関連物質をすべて管理できる態勢を四年以内に築く⑤兵器用核分裂性物質の生産を検証可能な方法で禁じるカットオフ条約を求める」などと大胆に提言しており、ブッシュ前政権の軍事大国戦略を百八十度転換した「核なき世界」へ向けた歴史的メッセージと称しても過言ではなからう。

ところが、国際協調を阻む強固な障壁が存在しているのが現実。NPT締約国は現在百九十九カ国(米・露・中・英・仏五カ国以外は非核国)に上るが、インド・パキスタン・北朝鮮・イスラエルの核兵器保有四カ国はNPTに参加していないた

め、手詰まり状態が続いている。NPTの空洞化が批判されるゆえんだが、北朝鮮に続きイランが無気味な動きを示しているように、「核を持った方が国際的優位に立てる」との危険極まる論理が勢いを増すようになれば、世界は無秩序の大混乱に陥るに違いない。

「クリントン政権時代の一九九五年にはNPTの無期限延長が実現したが、それ以外で核軍縮に大きな前進はなかった。そしてCTBT批准に真向から『ノー』と言ったブッシュ政権の八年間があった。核軍縮や不拡散をめぐっては九五年から実質的な進展がなかった中で、オバマ氏が『核のない世界を目指す』と宣言したのだ。核軍縮をめぐる米大統領の発言としては、米ソ核軍縮に取り組んだケネディー大統領に類する重要性を持つ。……私は核が抑止力のすべてとは考えない。冷戦時代の米露関係が核による抑止で安定したからといって、現在の中東や南アジアの地域的關係に同じことが当てはまるとは思えない。ただ、核への依存は一種の『中毒』なので、そこから抜け出すには時間がかかるだろう。『核ゼロ』という最終目標に向かっていく中で、核兵器に対する考え方もやがては劇的に変わるのではないか」という米国シンクタンク・スチムソンセンターのエリザベス・ターペン不拡散部長の分析(『朝日』5・24朝刊)は、的を射ている。

「G8宣言」でここに核軍縮と取り組み

次いでモスクワを訪問したオバマ大統領は七月

六日、メドベージェフ露大統領と会談。十二月五日に失効する「START」を継承する「次期戦略兵器削減条約」につき協議した結果、「両国は戦略核弾頭を千五百〇千六百七十五個の範囲内で削減し、戦略的な運搬手段を五百〇千百の範囲まで削減する」ことで合意した。詰めの協議は残されているが、二〇〇二年取り決めの「千七百〇二千二百個」を下回る目標を両核大国が打ち出したことを、一歩前進と受け止めたい。

以上の「オバマ核軍縮構想」は、七月九日イタリヤ・ラクイラで開かれた主要八カ国(G8)首脳会談の主要議題の一つに取り上げられ、「核兵器のない世界に向けた状況をつくることを約束する」との「G8首脳宣言」に結実した。宣言内容のポイント、前段で紹介した「オバマ・プラハ演説」と同趣旨なので重複は避けるが、勢いを増した「核軍縮」の潮流をさらに推進すべきだ。NPT非加盟国のインド・パキスタン・北朝鮮・イスラエルを核軍縮の「土俵」に引っぱり出さねばならないが、一筋縄ではないのが国際パワーゲームの現実。オバマ大統領がG8夕食会で、「世界核安全保障サミットを来年三月ワシントンで開催する」と公表したことに、核軍縮への潮流を拡大したいとの悲願が読み取れる。

被爆国・日本は積極的アピールを

「核の番人」と呼ばれる国際原子力機関(IAEA)新事務局長選挙が七月二日行われ、ウィーン国際機関日本政府代表部大使の天野之弥氏が選

出された(正式就任は十二月)。核軍縮のうねりが高まってきた現在、原子力平和利用・核拡散防止の重責を担うIAEAトップに初めて日本人が就任することを喜ぶたい。「核なき世界」へ向け、日本が国際舞台で発言する好機であり、独自の提案も積極的に打ち出してもらいたい。

「井上ひさしさんが週刊誌で、オバマ米大統領の核軍縮演説を評価していた。原爆を落としたのは誰かという主語をはっきり語っているからだという。日本語は主語があいまいだ。広島慰霊碑に刻まれた『安らかに眠って下さい 過ちは繰り返しませぬから』を巡っても、かつて論争があった。悔いと誓いの主語は日本なのか米国なのか。物議をへて今は『人類』ということで多くに受け入れられている。米大統領の言葉は、米国が『主語』に歩み寄ろうとする変化だと読める。今こそ日本も世界も、核廃絶の主語を担う決意を強くする時だろう。国連本部で五月六日に演説した二人の市長も、その思いを語った。長崎の田上富久市長はオバマ演説に触れて『被爆地は感動に包まれた』と説明した。そして『核なき世界への流れを力強い潮流にしていこう』と呼び掛けた。広島秋葉忠利市長は、原爆症で亡くなった佐々木禎子さんが回復を祈って折った鶴をかざした。世界は悲しい鶴を、もう誰にも折らせてはなるまい。オバマ流核軍縮は、米国の国益に沿った現実的な戦略だという。投下への自責だけがその背景なのではない。だが『繰り返さない』ことへの意志には

信を置きたい」(『朝日』5・8朝刊「天声人語」)との指摘に共感を覚えた。

「オバマ大統領の姿勢(道義的責任)に日本はいかに向き合うべきか、という重要な問題を提起しているのではなからうか。この問い掛けに対する筆者の答えは、日本の首相の真珠湾(アリゾナ記念館)訪問と、それに応えるオバマ大統領の広島訪問である。この訪問は、決して謝罪や贖罪のために行われるのではない。…日米両首脳がそれぞれの地で、鎮魂と平和の祈りを捧げ、そのうえで、核兵器がない世界を目指す長い道のりを日米がともに歩むことを誓うためのものでなくてはならない。相互訪問がこのようなものとして両国民に理解されれば、戦後いまだに完結していない日米の最終和解が達成され、そこから相互信頼に基づく真のパートナーとしての関係が生まれるだろう」との栗山尚一・元外務次官の提言(『毎日』5・28朝刊「私の主張」)は、戦後の「日米関係」のゆがみを指摘し、両国関係再構築を念願する熱い気持ちが届められていた。

ただ、理念だけでは核軍縮は進まない。オバマ大統領当面の第一ハードルは、CTBT批准に必要な米上院三分の二の賛成を獲得することだ。G8すべての足並みがそろえば、核軍縮を決る他国への説得材料になるはずである。そして、「道義的責任」を認めた米国と、被爆国・日本は「真の核軍縮」構築に知恵を結集してほしい。

(池田 龍夫ニジャーナリスト)

放送時評

通信・放送の法体系整備の動き活発化

来年の関連法案提出目指す―総務省

通信と放送の融合／連携を見据えた法体系の整備の動きが活発になっている。

去る六月十五日、通信・放送の総合的な法体系の在り方を検討してきた総務省の情報通信審議会・情報通信政策部会の下に置かれた「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」（主査・長谷部恭男東大教授）は、答申案を公表。七月十日には、情報通信審議会の総会を開き、この答申案についての説明がなされる一方で、答申に関する一般の意見募集が七月二十一日まで行われた。今後、十二月をめどに最終的な答申を取りまとめ、その上で総務省は、来年、関連法案の国会提出を目指すとしている。

これまでの通信・放送の法体系整備論議

電気通信技術の発展を背景にした通信と放送の本格的な融合・連携が進めば、多様なメディアサービスの登場・展開の可能性が高まるとともに、それに伴うメディアコンテンツ市場の拡大・成長が期待される。そのようなメディアサービスやメディア市場の発展を促進するための通信・放送法

制に関する抜本的な制度整備を求める声は、一九九〇年代からあったが、総務省が本格的な論議をすることとなったのは、二〇〇五年十二月に当時の竹中平蔵総務大臣の肝いりで発足した「通信と放送の在り方に関する懇談会」の論議がきっかけ。同懇談会が翌〇六年六月に取りまとめた報告書において、この法整備については、「通信・放送の融合／連携が進展するにもかかわらず、法体系上は通信と放送が二分され、かつ、通信・放送全体で合計九本もの法律が存在している。このような人為的な市場の細分化により自由な事業展開が阻害されている。このため、通信・放送の融合に対応して現行の法体系を見直すことが喫緊の課題であり、即座に検討に着手すべきである」と指摘。その上で、「二〇一〇年までに、現行制度のような基幹放送の概念の維持や放送規律の確保等を前提に必要な法制の手当てを措置し、新たな事業形態の事業者が伝送路の多様化等に柔軟に対応して、利用者のニーズに応じた多様なサービスを提供できるよう、伝送・プラットフォーム・コンテンツといった区分に対応した法体系とすべきである」とした。

この報告書が指摘した幾つかの項目に関しては、与党・自民党も含め、反発もあったが、同年六月の「政府・与党合意」に基づいて、本格的な法体系の整備に向け、検討を進めていくことが確認された。これに基づいて、総務省では「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」（座長・

堀部政男一橋大学名誉教授）を立ち上げ、区分による法体系の在り方を検討。〇七年十二月には、同研究会の報告書がまとめられた。同報告書を受けて情報通信審議会に設置されたのが、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」である。

検討委員会の答申案が示すもの

検討委員会が六月に示した答申案では、現在の電波法、電気通信事業法放送法、有線テレビジョン放送法など、通信、放送関連の九本の法律を一本に集約。そこでは、①送信所などの「伝送設備」②電波や回線を使った「伝送サービス」③番組などの「コンテンツ」――の三つの区分に大きくくりして法体系を見直すとしている。

では、答申案が示す「伝送設備」「伝送サービス」「コンテンツ」の三つの区分についてどのようなまとめているのかを見てみよう。

まず、「伝送設備」については、電波利用の柔軟化を図り、通信と放送の双方を目的に利用可能な無線局の免許制度を整備するとともに、免許を受けた後に、目的変更を可能とする制度設計をすることが必要とした。また、時間的・地理的・技術的な条件によって、本来割り当てられた目的以外にも利用可能な周波数としての「ホワイトスペース」の活用についても検証を行い、その活用可能性を踏まえ、制度整備を行うことが適当だとしている。

「伝送サービス」については、現行の「電気通

「信事業法」を核として、制度の大きくくり化を図ることが適当、とする。ケーブルテレビ施設者に対するチャンネルリースの義務付けを廃止し、有線放送電話も電気通信事業法の規律を適用する一方で、受託放送役務については、現行の電気通信事業法のすべての規定を適用するのではなく、個別の規定で判断する。ケーブルテレビについては、現在では既に地域的独占に陥りやすいとは言えないことから、施設設置の許可制を廃止など規律の合理化が適当としている。また、放送を受信している消費者の利益を保護するため、放送に関する重大事故の報告義務や、設備の維持義務などの規定の整備を求めている。

「コンテンツ」については、現行の放送法を核として放送関連四法の制度の大きくくり化をし、規律の対象とするのは従来の「放送」の範囲にとどめ、その概念、名称を維持することとする。ハード・ソフトの分離または一致を事業者が選択可能とする制度の整備を図る。放送事業者に対して、その番組ごとに、番組の種類と種別ごとの放送時間、およびその分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を整備し、ショッピング番組についても、必要な対応を図るとしている。また、表現の自由享受基準の在り方、いわゆるクロスオーナード・ソフトの規制に関しては、必要に応じて見直しを行っていくこととしている。

他方、ネット上で提供される公然性を有するコンテンツ（オープンメディアコンテンツ）に関し

ては、特に違法、または有害な情報の対策については、規律の対象とはせずに、まずはプロバイダー責任制限法や青少年インターネット環境整備法により対応することが適当だとしている。このような答申案となった背景には、関係事業者などからの意見聴取でも、規律を求めることに批判的意見や慎重な意見が多かったことが挙げられる。

このほか、特定の法人の位置付けとして、NTTに関しては二〇一〇年に別途見直しを行うこととなっていることから、今回の法体系の大きくくり化の対象としないこととした。また、ハード・ソフトの一致による事業活動を強く主張してきたNHKに関しては、放送施設の設置と放送業務との両方の手続きを行い、その規定はコンテンツ規律として大きくくり化することが適当、とした。

コンテンツ規制への懸念

以上のような区分による事業の整理により、放送局が与えられた放送用電波を通信業務に使ったり、一つの放送施設を複数のテレビ局が共有したりすることなどが可能となる。例えば、深夜帯など、放送局が放送を行わない時間帯に、その周波数帯を携帯端末向けの情報サービスを提供している事業者に貸し出すといったことも可能となる。

しかし、その一方で、今回の答申が示したハード・ソフトの分離がコンテンツ規制を強化することにつながると懸念する声も、既存のメディア事業者を中心に強い。

先のパブリックコメントでも、日本新聞協会は

今回の答申案が従来の放送の概念・名称を維持し、ネット上のコンテンツについて事実上規制対象外としたことには一定の評価をする一方、ハード・ソフトの分離により、行政当局がソフト事業者を審査・認定する際に言論・表現の自由が損なわれることがないようにすべきだと主張している。

また、日本民間放送連盟も、放送事業者による電波の柔軟な利用ができる、放送設備の共有化などにより地上放送のデジタル化などで経営環境が厳しい地方局の負担を軽減できるなどとして歓迎をしながらも、今回の答申案によってコンテンツ規制の強化につながらないかと、警戒する見方を示している。

他方において、ハード・ソフトの分離により、コンテンツを提供するソフト事業者に対する認定が行われるのであれば、その認定機関は現行の総務大臣ではなく、欧米の先進諸国のように独立行政委員会などの合議体であるべきだとの意見も根強くある。通信・放送の総合的な法体系の見直しに併せて、通信・放送行政を所管する行政機構の改革もすべきだというものである。民主党にはこの考え方に近い議員も多い。

来る総選挙では、政権交代の可能性もささやかれている。今回の答申案が示した通信・放送の法体系整備をめぐる動きは、今後の政治情勢も絡めて注目されるところである。

(音 好宏 上智大学教授)



金融危機、新聞経営を直撃—中国

企業広告、昨秋から下降線

金融危機は中国のマスメディアの経営にも大きな影響を与えつつある。企業の広告投資が昨年秋季以降、下降線を描き、二〇〇九年第1四半期には、前年同期比2・5%増と低迷した。とりわけ、この時期、新聞広告は同3・7%減と前年割れし、過去三十年で最も困難な状況下にあるといわれる。

中国中央テレビ系の媒体調査会社CTRによれば、〇八年通年の広告費伸び率は、対前年14・8%増で二ケタ成長だったものの、北京五輪が開催された八月を分水嶺に増勢は衰え、十月からは明らかに下降局面に入った。〇九年二月にはついに前年同月比が1・7%減にまで落ち込み、第1四半期合計では2・5%増にとどまる結果となった(『中国報業』誌五月号)。

第1四半期の媒体別広告費を見ると、テレビ広告だけが前年同期を上回って3・8%増。ほかには、新聞広告3・7%減、雑誌広告0・1%減、ラジオ広告8・3%減、屋外広告0・2%減と軒並みマイナス成長となった。

ちなみに、インターネット広告も、金融危機以降の不況の直撃を受けて、艾瑞咨询公司によれば、第1四半期は前年同期比13・8%減。異なる調査なので単純比較はできないが、成長著しかったインターネット広告がこの時期、マス広告よりも大きな影響を受けているかに見える。

新聞広告への出稿が多い主要業種は、不動産、自動車、および商業・サービス業。この三業種で新聞広告の五〇六割を占める。つまりこの業種の動向が、新聞広告に決定的な影響を与える。

〇九年第1四半期、新聞広告においては、小売りサービス業こそ対前年同期比1%増と、ほぼ横ばいだったものの、不動産広告は同12%減、自動車広告は同30%減と大きく落ち込んだ。この三業種に次いでシェアの高い金融、食品、医薬品も前年同期を10%以上下回った。

不動産市況は〇八年上期から既に低迷していたが、広告そのものは通年で17・6%増と好調を維持した。これは、中国にあつては不動産がまだ成熟産業とはいえ、長期的なマーケティング戦略が欠如していることと関係している。業界の宣伝・販売手段は広告に強く依存していて、市況が低迷しだすと、業者は手持ちの不動産を早く売り払ってしまおうと、広告を打つ。消費者は様子見をするので、また、広告を打って刺激しようとする。景気の動向と、不動産広告の動向は、短期的には必ずしも一致しない。しかし、それでも、長期的にみると昨年八月以降、緩やかな下降線を描いていることは間違いない。

一方、自動車広告は、景気動向と強い相関関係

があるといわれる。月別に対前年同期比を追ってみても、昨年七月までは、前年を10%以上上回る出稿が見られたが、八月以降は、ほぼ直線的に出稿が減り、ついに〇八年通年で、前年比0・2%減と、前年実績を下回る結果となった。

こうした中、第2四半期以降の広告動向に、業界の関心が注がれている。

多くの広告主企業は、「金融危機の影響は、少なくとも中国国内においては想像したよりも小さくて済みそうだ」と考え始めているようで、広告業界にも楽観的な見方が出てきた。

インターネット広告の大手代理店・華揚聯衆の蘇同CEOは、「第2、第3四半期は必ず広告が増加する」と断言する。

政府による景気刺激策もあつて、自動車業界は三、四月、販売量を増やし、一部地方では需要に供給が追いつかない現象も生まれた。不動産業界にも不明瞭ながら曙光が見える。

しかし、問題は、広告主がこうした情勢をどうとらえ、広告費予算をどの媒体に投下していくかである。

CTRは先ごろ、一〇四月の広告出稿累計値を発表したが、やはり前年同期比プラスはテレビ広告(6%増)だけで、新聞広告は1・7%減と低迷した(『新聞出版報』六月九日付)。

新聞は中国でも、厳しい媒体選別にさらされている。

(木原 正博 日本新聞協会審査室長)

◎夏季ビール会

新聞通信調査会、同盟育成会、同盟クラブは七月十五日、東京・有楽町のニュートーキョーで恒例の夏季ビール会を開いた。

三団体を代表して山内豊彦同盟育成会理事長・同盟クラブ会長が「来年は新聞通信調査会、同盟育成会がそれぞれ五十周年、七十周年を迎える。それに向け事務所を拡張し、十月には新装オープンできる見通しだ。また調査会、育成会ともに公益財団法人に移行するため、新たな段階に向かって進んでいきたい」とあいさつ、懇談に移った。参加者は六十人だった。

◎調査会が公益法人認定申請を提出

新聞通信調査会は七月十五日、東京都に公益財団法人の認定申請書をインターネット経由で電子申請した。

調査会は平成二十年五月の理事会と評議員会で、公益財団法人への移行方針を決定。新しい定款の作成、公益法人としての事業内容の見直し、経理処理の新公益法人会計への切り替え——など財団運営の軌道修正、見直し作業を弁護士、税理士らと進めてきた。申請書は東京都の公益認定等委員会で審査される。

◎夏季囲碁大会

同盟棋友会（三ツ野充蔵会長）の平成二十一年夏季囲碁大会は七月四日、東京都港区虎ノ門の同盟クラブで開催され、十五人が参加した。熱戦の結果、次の各氏が入賞した。

A組Ⅱ優勝・江口浩八段、準優勝・三ツ野充蔵四段、三位・横山哲次朗七段。

B組Ⅱ優勝・本多徳正三段、準優勝・小林敏雄二段、三位・三ヶ野大典二段。

（以上のほかの参加者は次の各氏。市来逸彦、石坂敏郎、西崎哲郎、中野正彦、山根耕志、佐伯安彦、藤田康介、日根重男、大野栄三郎）

◎講演会

新聞通信調査会と同盟クラブは七月十五日、東京都港区虎ノ門の同クラブで講演会を開いた。講師は時事通信社外信部の吉田健一氏。演題は「朝鮮半島の最近の動き」だった。

◎対外発信研究会がスタート

新聞通信調査会は六月十九日、東京都千代田区内幸町の日本記者クラブで第一回・対外発信研究会を開催した。今回は江口浩日大講師が基調報告を行い、その報告内容や今後の研究方針などについて議論を進めた。

出席者は江口講師のほか伊藤陽一、桂敬一、有山輝雄、向後英紀の各氏。主催者側から長谷川和明新聞通信調査会理事長、山内豊彦同盟育成会理事長、前田耕一新聞通信調査会顧問が出席した。

寄贈の書籍・資料（36）

磯山 恒信氏から
・『東京大空襲 秘録写真集』（雄鶏社、1995年8月）
桂 敬一氏から
・『新訂「新聞学」』（浜田純一、田島泰彦、桂敬一編、日本評論社）

〔編集後記〕

▽暑中お見舞い申し上げます。八月三十日の総選挙が決まり、暑苦しい季節がしばらく続きます。六月末の当調査会講演後も政局はめまぐるしく動いていますが、ぎりぎりの複雑な動きも含めてトップ記事に仕上がりしました。取材の鼓動が伝わってくる力作です。

▽今八月号には「核」の問題をテーマに、三氏に取り上げていただきました。三者三様の鋭い切り口と深い分析は編集者冥利に尽きます。ぜひお読みください。

▽国際原子力機関の事務局長に日本の外務官僚が初めて選ばれました。しかし、米公文書でその存在を認められ、日本の複数の外務次官経験者も証言した核持ち込みの密約をひたすら隠し、なおかつ「非核三原則」の看板を掲げ続ける日本外交に信頼を集めることができるでしょうか。「唯一の核被爆国からの就任」と胸を張れる動きを期待したいものです。（安）

定価一五〇円 一年分一五〇〇円（送料とも）
発行所 財団法人 新聞通信調査会

〒100-1 東京都港区虎ノ門一―五―一六
（晩翠ビル四階）

☎（〇三）三五九三―一〇八一（代）

E-mail: chosakai@helen.ocn.ne.jp

振替口座〇〇一一〇―四一七三四六七番

印刷所 株式会社 太平印刷社

©新聞通信調査会2009



浜田 純一
田島 泰彦 編『(新訂) 新聞学』
桂 敬一 (日本評論社 Ⅱ三、〇〇〇円、税別)

過去二十年以上にわたって、新聞とジャーナリズムを総合的に学ぶための大学生用テキストおよび一般向け啓蒙書として安定した評価を得てきた一九七七年初版の『新聞学』(稲葉三千男・新井直之編著)の最新・全面改訂版である。

同書の第三版が出た一九九五年から十四年。この間、世界と日本のメディア環境は激変し、とりわけ新聞は明確な将来像も描けないほどの危機的状況に直面している。メディア論では当代有数の論客で、本誌を通じて私たちにもなじみの深い桂敬一氏が、こうした状況下であえて斜陽の新聞にこだわり、自ら編者の一人だった第三版と同じタイトルのまま、その全面改訂を主導したのは「現代ジャーナリズムは何を求められることになるかを問い、あわせて、それとの見合いの関係において『新聞』をいかに定位させるか、とする検討方法を用いれば、新しい視点からの『新聞学』：が提示できるのではないか、と考えたからである」(はじめに)と述べている。

桂氏は新聞をはじめとする諸メディアに対し、ジャーナリズムの神髄の体現をいかに図る

かを問う中で、「それらの中心にあつて新聞が担うべき公器性、その役割の公共性、それが位置する公共圏を：発展的に考察していくことができる」との考え方で本書の編さんを進めたという。この文章には、今なお魅力を失わない好著『現代の新聞』(岩波新書、一九九〇)の著者である桂氏がジャーナリズムの「本拠」である新聞に寄せる信頼と期待がにじんでいる。

同氏が自ら認めているように、本書の目次を一見しただけでは第三版とあまり代わり映えないが、本書の特徴は①ジャーナリズムの堅持と新たな発展の追求に徹底的にこだわった点②新聞の周辺に浮上する視点の多角化に努めたこと――の二点という。

①に対応する「第三章 ジャーナリズム」に集められた五本の論文はいずれも読み応えがある。また本書の内容は第三版に比べてずっと多角化しており、収録論文数は第三版の二十八本から四十五本に、筆者数も三十人から四十二人に増えている。特に筆者のうち実務者は第三版では四人しかいなかったが、本書では十七人に急増した。

これは主として、第三版にはなかった「第五

章 主要な報道分野とジャーナリズムの課題」で政治、経済、国際、科学など合計十一の分野での報道の実態と課題が各社のベテラン記者やカメラマンたちによって具体的に報告されているためである。どれも現役ジャーナリストでなければ書けない文章。その中には、ペルーの日本大使公邸人質事件で突撃取材に成功した共同通信の原田浩司カメラマンの戦争報道論も含まれている。

第二章の「四 世界の新聞」も欧米だけでなく、中国、韓国、インド、アラブ、ラテンアメリカの新聞の概況が紹介されており、第三版より格段に詳しくなった。

だが、今後ともジャーナリズムの中心的担い手であるべき新聞の未来像は、本書を読んでもあまり浮かび上がってこない。第三版の最終章(七章)「新聞の未来」では「メディアの王座はテレビに譲っても、新聞は社会にとって必要不可欠なメディアとしての地位を維持し続けるだろう」と明確に予言していた。

本書にはこうした予言は登場せず、第六章第六節「国際的なメディア再編と日本の新聞産業」の中で「朝日、読売、毎日、日経、フジ・産経グループ、共同通信そして有力地方紙：恐らく主要メディアグループは、十年後、二十年後も姿かたちを変えて存在しているだろう。問題は中身である」とあいまいに指摘されているだけだ。

(江口 浩 Ⅱ日本大学法学部講師)